

尼崎市障害者計画等の改定に係る
アンケート調査結果報告書
(概要版)

平成 26 年

尼 崎 市

アンケート調査にあたって

●調査の目的

この調査は、本市における障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、ご意見等をお伺いして、尼崎市障害者計画等の改定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

●アンケート調査の概要

調査対象者	：平成 26 年 2 月 1 日現在において本市の、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病患者のうち、手帳所持者については、全対象者からの無作為抽出を行いました。また、難病患者については関係団体にご協力をいただきました。
調査方法	：郵送による配布・回収
基準日	：平成 26 年 2 月 1 日現在
調査期間	：平成 26 年 3 月 14 日～平成 26 年 3 月 28 日
調査数	：8,480
回収数	：3,610
回収率	：42.6%

●報告書の見方

- この報告書では、身体障害のある人は「身体障害」、知的障害のある人は「知的障害」、精神障害のある人は「精神障害」、難病の人は「難病」、障害のある児童は「障害児」、発達障害と診断された人は「発達障害」、高次脳機能障害に該当する人は「高次脳機能障害」と表記しています。
- 「18 歳未満の障害者手帳所持者用」の調査において集計した、「精神障害（3 件）」、「難病（28 件）」、「高次脳機能障害（8 件）」については、抽出数が少ないため、集計結果として、この報告書には掲載していません。
- 18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害の総称を「18 歳以上」、18 歳未満の身体障害、知的障害、発達障害の総称を「18 歳未満」と表記しています。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）は、有効回答者数を表しています。

●回答者について

- 回答者は、18 歳以上の身体障害、精神障害、難病では「ご本人」が5割台、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、18 歳未満では「ご家族がご本人に代わって回答」が約4割～約8割となっています。
- 手帳の等級は、身体障害者手帳「1 級」「2 級」の合計が、18 歳以上では4割台半ば、18 歳未満では6割台前半、療育手帳「A」が、18 歳以上では4割台半ば、18 歳未満では約3割、精神障害者保健福祉手帳「1 級」が、18 歳以上では1割台前半となっています。
- 身体障害の種類は、「肢体不自由」が4割台後半～5割台半ばと最も多く、次いで「内部障害」が2割台後半となっています。
- 年齢は、18 歳以上の身体障害、難病では「60～70 歳代」、知的障害、発達障害では「20～40 歳代」、精神障害では「40 歳代」、高次脳機能障害では「70 歳代」が多くなっており、平成 20 年アンケート調査（以下、「前回調査」という。）と比べると、特に、身体障害の「70 歳代」、知的障害の「40 歳代」が増加している一方で、知的障害の「30 歳代」が減少しています。

●目次

アンケート調査結果の概要	3
現在の生活について	3
理解・権利について	13
安全・安心について	15
外出について	17
仕事について	18
療育・保育について	19
通学について	21
休暇、放課後等の過ごし方について	22
障害福祉サービスについて	24
通院医療について	27
今後、将来の生活について	28
介助者について	30
自由回答	31

アンケート調査結果の概要

現在の生活について

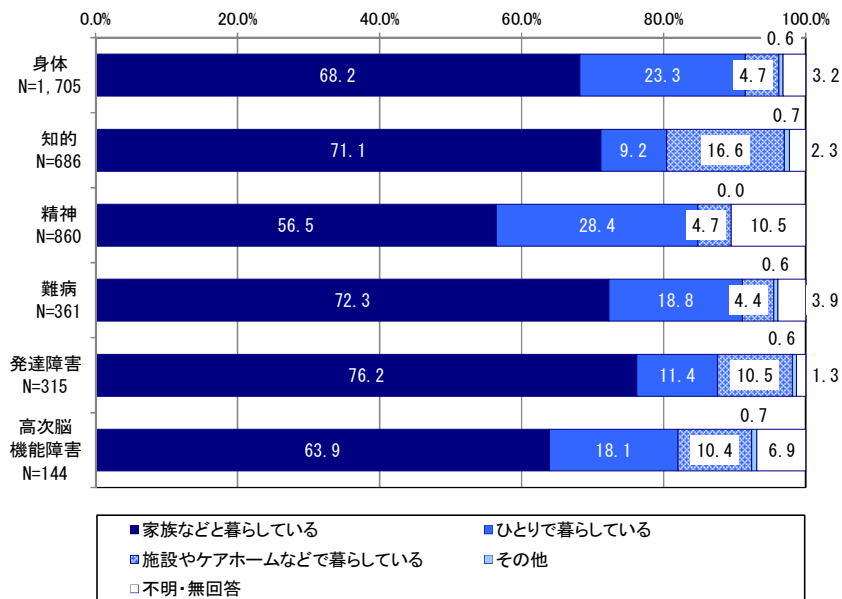
世帯構成

●「あなた」は、普段どなたと一緒に暮らしていますか。

現在の生活状況は、18 歳以上では「家族などと暮らしている」が最も多く、知的障害、難病、発達障害では7割台、身体障害、高次脳機能障害では6割台、精神障害では5割台となっています。また、身体障害、精神障害では「ひとりで暮らしている」が2割台、知的障害では「施設やケアホームなどで暮らしている」が1割台半ばとなっています。

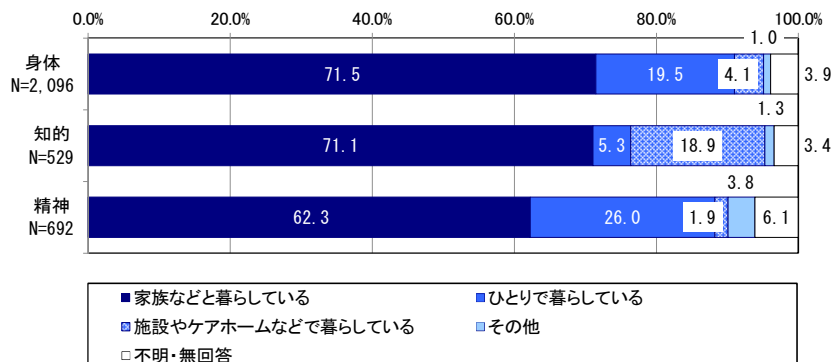
また、前回調査と比べると、身体障害、精神障害では「ひとりで暮らしている」が増加しています。

【18歳以上】



◇平成 20 年調査結果

【18歳以上】

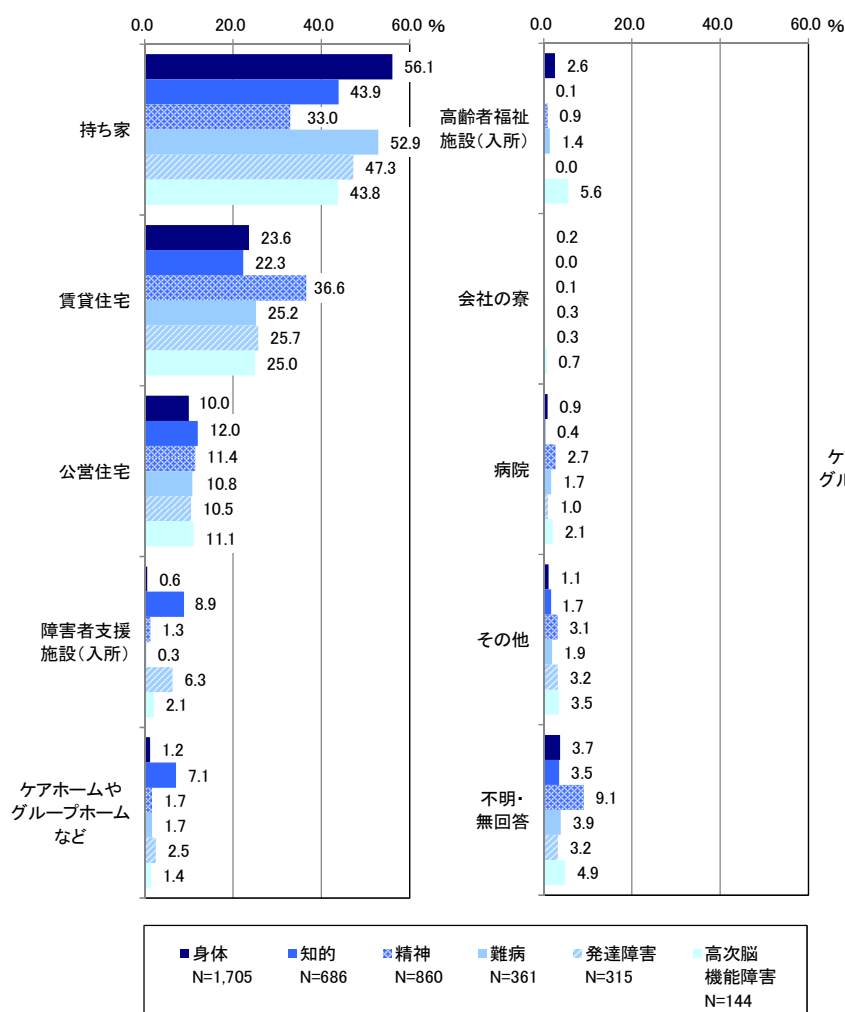


居住形態

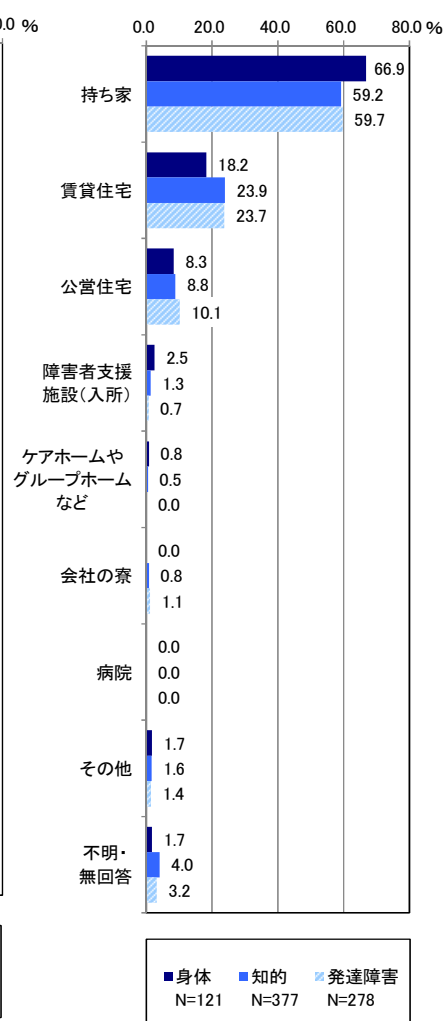
●「あなた」の普段のお住まい、あるいは暮らしているのはどこですか。

居住形態は、18歳以上では精神障害を除くいずれの障害においても「持ち家」「賃貸住宅」「公営住宅」の順に多く、精神障害では「賃貸住宅」「持ち家」「公営住宅」の順に多くなっており、前回調査と概ね同じ傾向がみられます。それ以外の項目で比べると、知的障害では「障害者施設（入所）」が減少し、「ケアホームやグループホームなど」が増加しています。

【18歳以上】

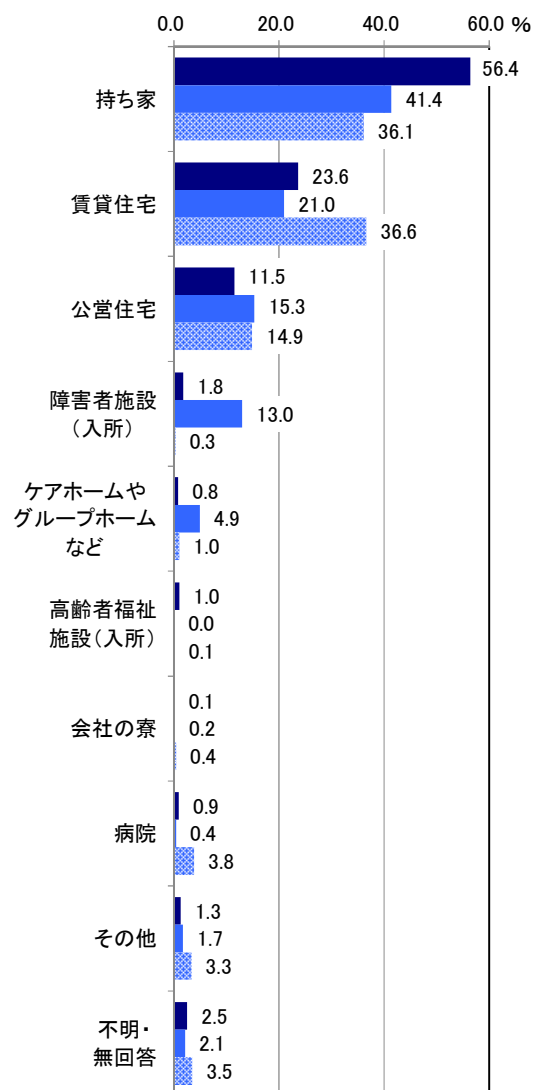


【18歳未満】



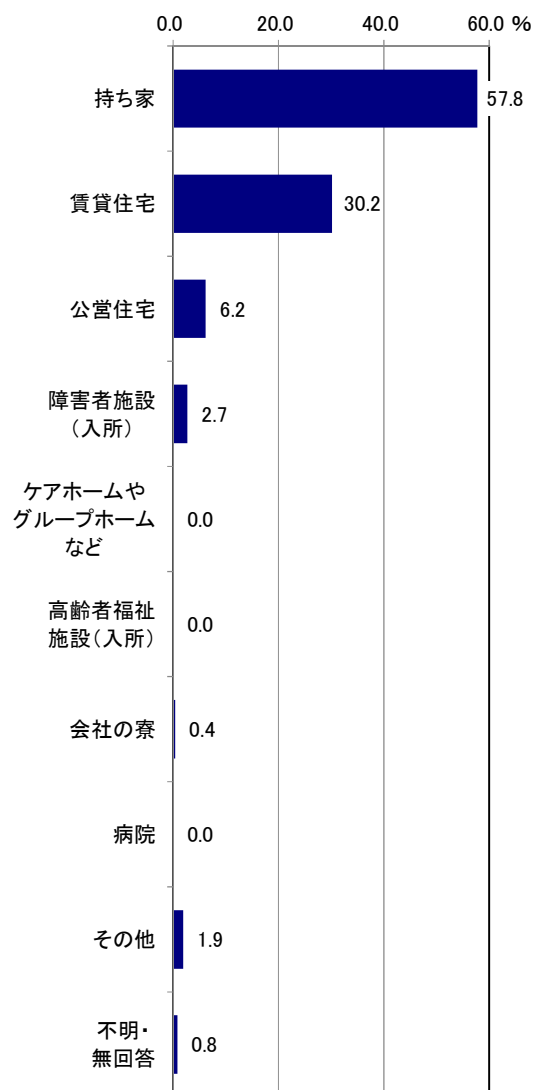
◇平成 20 年調査結果

【18 歳以上】



■ 身体 N=2,096 ■ 知的 N=529 ■ 精神 N=692

【18 歳未満】



■ 18歳未満 N=258

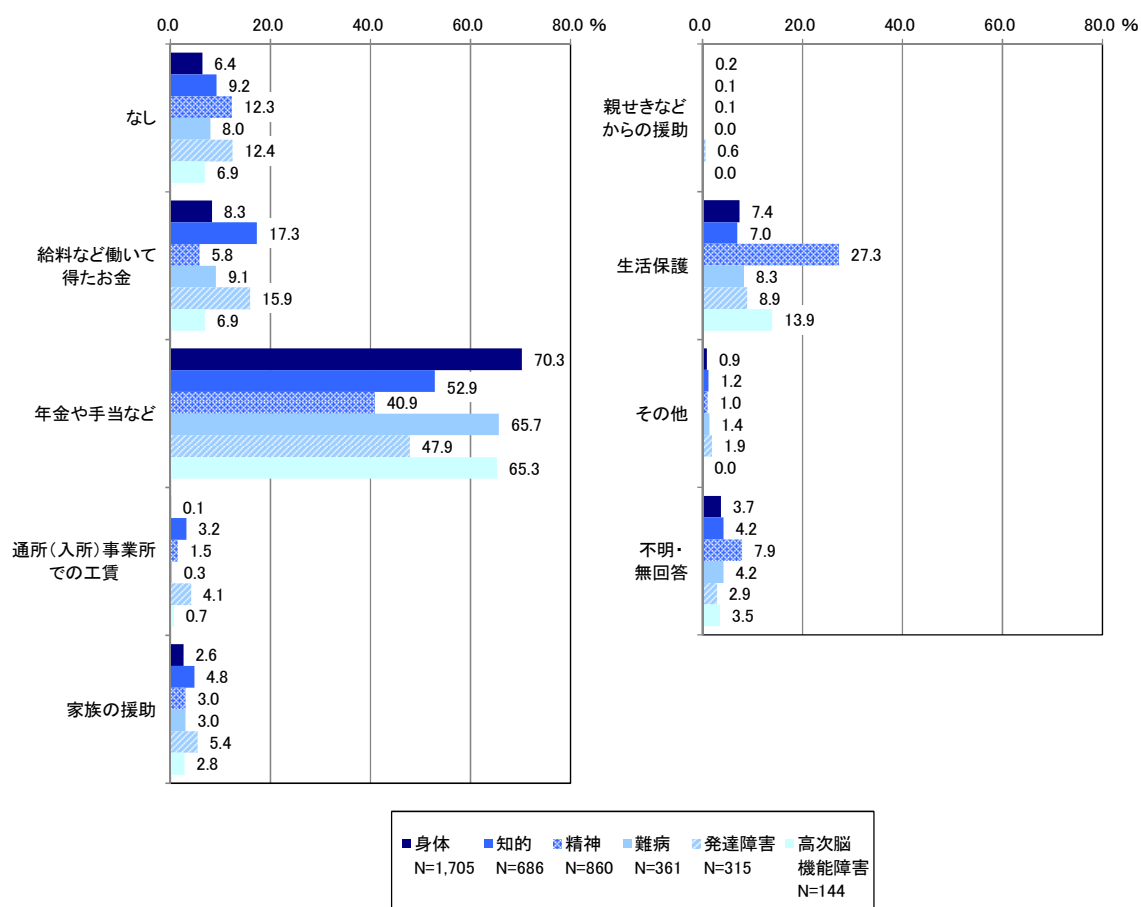
前回調査と比べると、生活状況では、家族と離れて暮らす人が増えている様子が伺えますが、居住形態では、知的障害を除いて、大きな変化はみられません。引き続き、障害のある人や家族等のニーズにあわせた、居住環境の整備や地域生活の支援について取り組む必要があります。

収入

●「あなた」の主な収入はどれですか。

本人の主な収入は、18 歳以上のいずれの障害においても「年金や手当など」が最も多く、身体障害では約7割、難病、高次脳機能障害では6割台半ば、知的障害では5割台前半、精神障害、発達障害では4割台となっています。精神障害では「生活保護」も2割台後半となっています。

【18 歳以上】

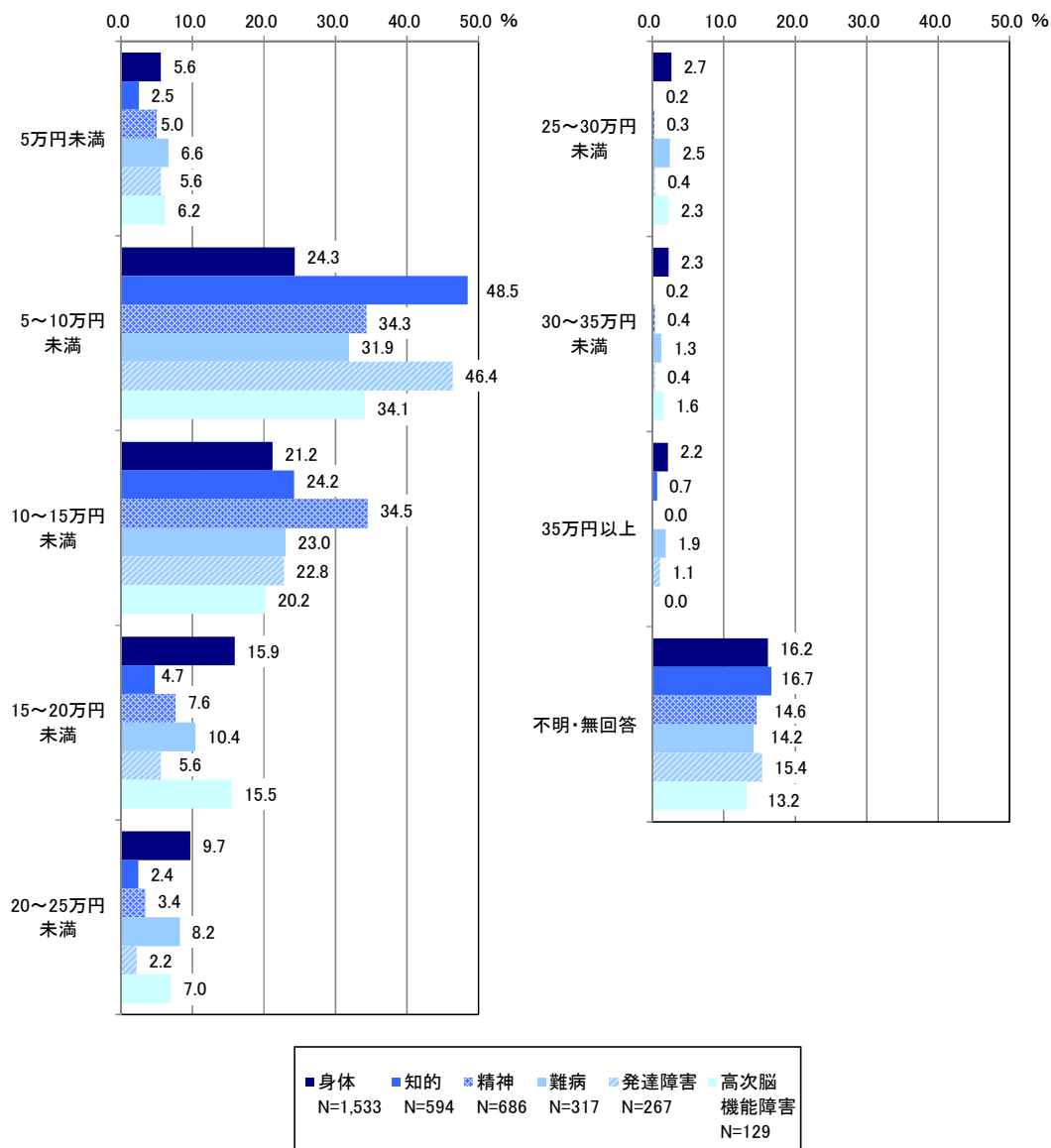


本人の月収総額

●収入のある方におたずねします。「あなた」の月収の総額はいくらですか。

本人の月収総額（年金や手当を含む）は、18 歳以上の身体障害、知的障害、難病、発達障害では「5～10 万円未満」、精神障害では「10～15 万円未満」が最も多くなっています。

【18 歳以上】

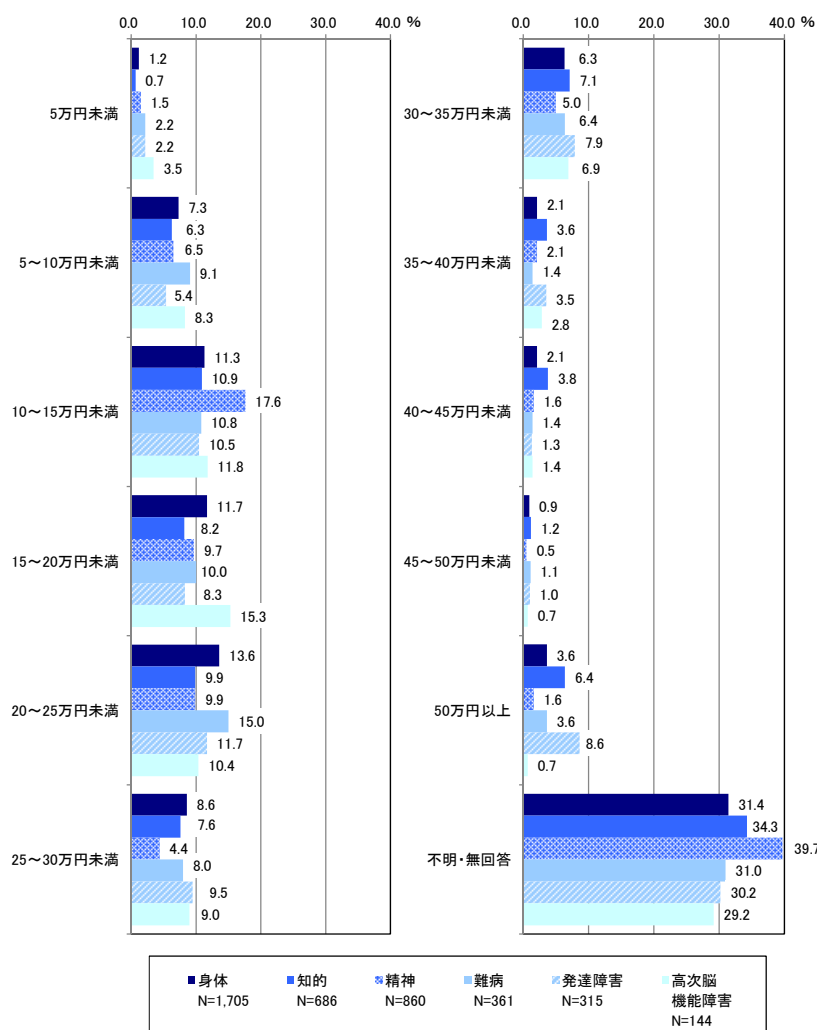


家庭の月収総額

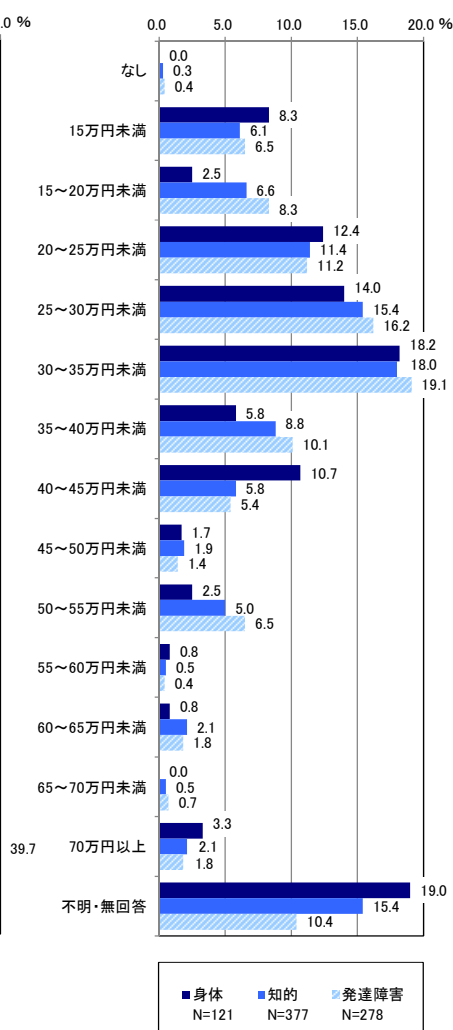
●「あなた」の家庭の月収の総額はいくらですか（本人の収入および年金や手当を含む）。

家庭の月収総額は、18歳以上の身体障害、難病、発達障害では「20～25万円未満」、知的障害、精神障害では「10～15万円未満」、高次脳機能障害では「15～20万円未満」が最も多くなっています。18歳未満では「30～35万円未満」が1割台となっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



◇クロス集計：本人の月収総額×家庭の月収総額

本人の月収総額と家庭の月収総額が一致している割合（本人の収入のみで生活費を確保していると思われる人）は、本人の月収総額で回答が最も多い「5～10 万円未満」では、身体障害、難病、高次脳機能障害では 2 割台、知的障害、精神障害、発達障害では 1 割台となっています。

【18 歳以上】

単位: %

18歳以上			家庭の月収総額													単位: 万円
			N数	5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～25万円未満	25～30万円未満	30～35万円未満	35～40万円未満	40～45万円未満	45～50万円未満	50万円以上	不明・無回答	
本人の月収総額	身体障害	5万円未満	86	11.6	9.3	10.5	10.5	24.4	14.0	7.0	1.2	1.2	1.2	2.3	7.0	
		5～10万円未満	372	-	25.0	11.3	13.2	13.4	11.0	4.6	0.8	1.1	0.8	1.6	17.2	
		10～15万円未満	325	0.9	-	35.4	11.4	11.7	5.8	3.7	2.5	0.3	-	0.9	27.4	
		15～20万円未満	244	-	-	-	34.0	13.1	11.1	6.1	4.9	1.2	1.2	4.5	23.8	
		20～25万円未満	149	-	-	-	-	39.6	13.4	10.1	2.7	8.7	1.3	3.4	20.8	
		25～30万円未満	41	-	-	-	-	-	36.6	26.8	2.4	9.8	2.4	12.2	9.8	
		30～35万円未満	35	-	-	-	-	-	-	62.9	5.7	5.7	2.9	14.3	8.6	
		35万円以上	33	-	-	3.0	-	-	-	-	9.1	12.1	6.1	54.5	15.2	
	知的障害	5万円未満	15	-	6.7	-	13.3	6.7	13.3	-	-	-	-	13.3	46.7	
		5～10万円未満	288	-	12.2	6.6	11.5	12.5	8.3	7.6	5.9	2.8	1.0	5.6	26.0	
		10～15万円未満	144	-	-	36.1	4.2	9.7	8.3	6.9	3.5	6.9	-	7.6	16.7	
		15～20万円未満	28	-	-	-	28.6	3.6	7.1	7.1	3.6	10.7	3.6	14.3	21.4	
		20～25万円未満	14	-	-	-	-	42.9	-	14.3	-	14.3	7.1	7.1	14.3	
		25～30万円未満	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	
		30～35万円未満	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		35万円以上	4	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0	50.0	
	精神障害	5万円未満	34	14.7	2.9	8.8	8.8	23.5	11.8	5.9	-	2.9	-	-	20.6	
		5～10万円未満	235	-	19.6	8.5	16.6	12.8	4.3	7.7	3.4	1.7	0.4	1.3	23.8	
		10～15万円未満	237	0.4	0.4	45.6	4.2	4.6	3.4	3.4	1.7	1.3	-	1.7	33.3	
		15～20万円未満	52	1.9	-	-	40.4	11.5	5.8	5.8	1.9	3.8	3.8	-	25.0	
		20～25万円未満	23	-	-	-	4.3	60.9	13.0	4.3	4.3	-	-	13.0	-	
		25～30万円未満	2	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0	-	-	
		30～35万円未満	3	-	-	-	-	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	
		35万円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	難病	5万円未満	21	14.3	9.5	14.3	9.5	28.6	4.8	9.5	-	-	-	-	9.5	
		5～10万円未満	101	-	26.7	14.9	10.9	13.9	8.9	3.0	-	1.0	-	2.0	18.8	
		10～15万円未満	73	2.7	-	24.7	6.8	16.4	8.2	8.2	4.1	1.4	-	2.7	24.7	
		15～20万円未満	33	-	-	-	42.4	21.2	3.0	9.1	-	-	3.0	3.0	18.2	
		20～25万円未満	26	-	-	-	-	30.8	19.2	3.8	-	7.7	3.8	3.8	30.8	
		25～30万円未満	8	-	-	-	-	-	62.5	12.5	-	-	-	12.5	12.5	
		30～35万円未満	4	-	-	-	-	-	-	50.0	25.0	25.0	-	-	-	
		35万円以上	6	-	-	-	-	-	-	-	16.7	-	-	83.3	-	
	発達障害	5万円未満	15	13.3	-	13.3	13.3	13.3	20.0	-	-	-	-	6.7	20.0	
		5～10万円未満	124	-	12.1	8.9	12.1	13.7	6.5	8.1	5.6	0.8	1.6	7.3	23.4	
		10～15万円未満	61	-	-	31.1	4.9	9.8	13.1	8.2	-	3.3	-	9.8	19.7	
		15～20万円未満	15	6.7	-	-	20.0	20.0	13.3	-	6.7	-	-	20.0	13.3	
		20～25万円未満	6	-	-	-	-	50.0	16.7	-	16.7	-	-	16.7	-	
		25～30万円未満	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	
		30～35万円未満	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		35万円以上	3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	33.3	
	高次脳機能障害	5万円未満	8	37.5	-	12.5	-	25.0	-	-	-	-	-	-	25.0	
		5～10万円未満	44	-	22.7	11.4	15.9	6.8	9.1	4.5	2.3	2.3	-	2.3	22.7	
		10～15万円未満	26	3.8	-	38.5	15.4	11.5	7.7	3.8	-	-	-	-	19.2	
		15～20万円未満	20	-	-	-	55.0	15.0	5.0	5.0	5.0	-	5.0	-	10.0	
		20～25万円未満	9	-	-	-	-	22.2	44.4	11.1	11.1	11.1	-	-	-	
		25～30万円未満	3	-	-	-	-	-	33.3	66.7	-	-	-	-	-	
		30～35万円未満	2	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	
		35万円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

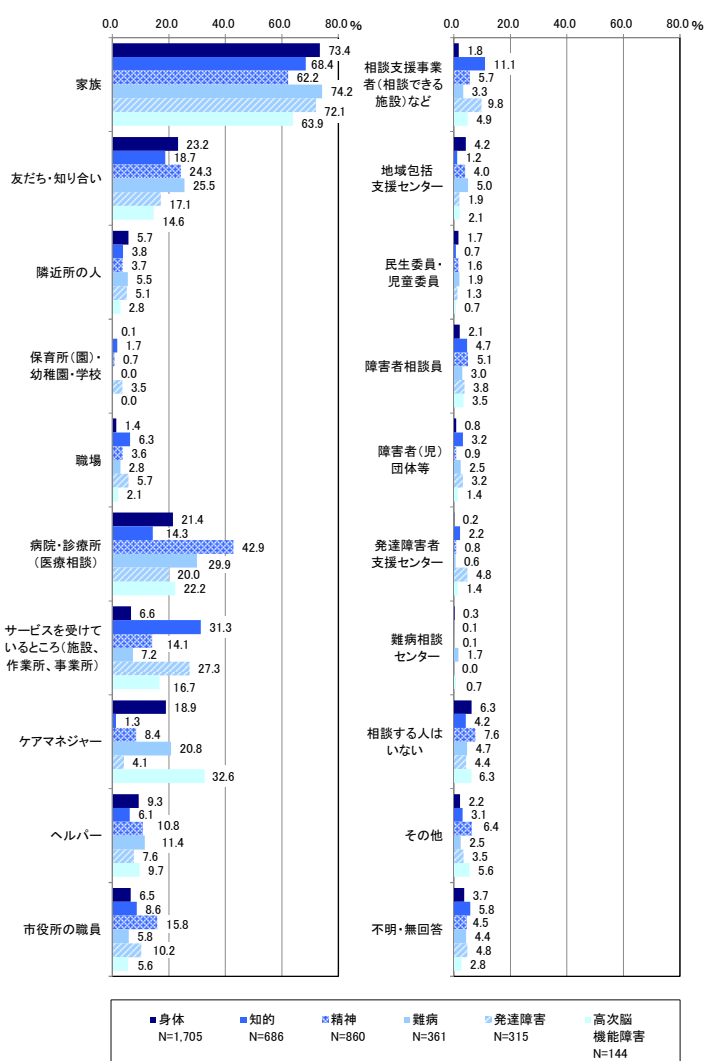
年金や手当などにより生活している人が多く、精神障害では生活保護との併用もみられます。また、本人と家庭の月収総額の状況からも、ほとんどの人が、本人の収入のみでは生活費を確保できていない様子が伺えます。

相談相手

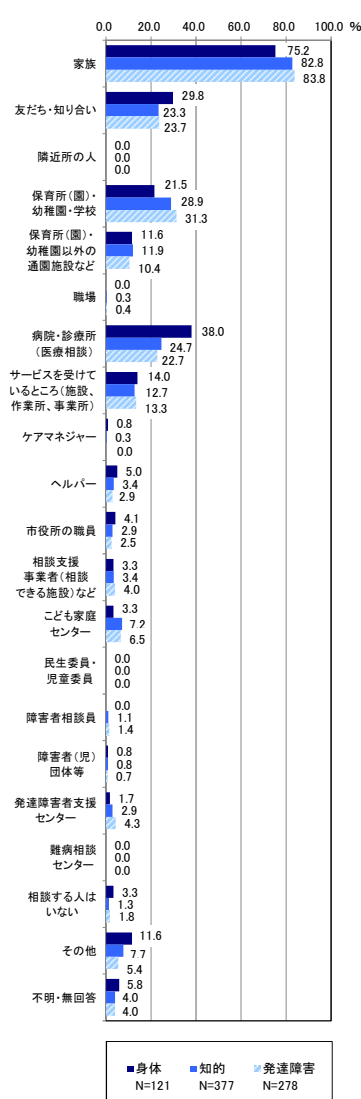
●「あなた」が悩みや困ったことを相談するのはどなたですか。

悩みごとの相談先は、18 歳以上では「家族」が最も多く、6割台前半～7割台前半となっています。また、知的障害、発達障害では「サービスを受けているところ」が2割台後半～約3割、精神障害、難病では「病院・診療所」が約3割～4割台前半、高次脳機能障害では「ケアマネジャー」が3割台前半となっています。18 歳未満でも「家族」が最も多く、7割台半ば～8割台前半となっており、「保育所（園）・幼稚園・学校」「病院・診療所」については、2割台～3割台となっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



家族や友達・知り合い以外では、それぞれの身近な生活の場所が相談先になっています。事業所や病院、学校をはじめ、市役所窓口や相談支援事業者等においては、今後も、緊密な連携を図っていくとともに、相談内容等に応じた体制の整備等に取り組む必要があります。

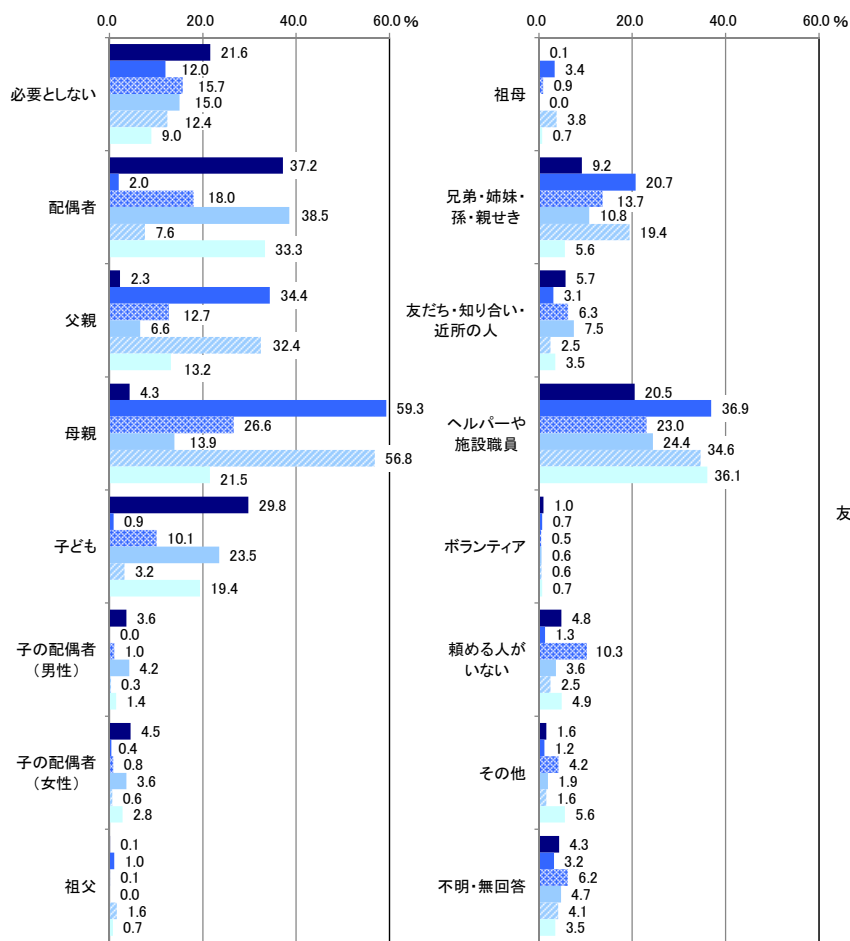
主な介助者

●「あなた」の主な介助者（日常生活の支援をしてくれる方）はどなたですか。

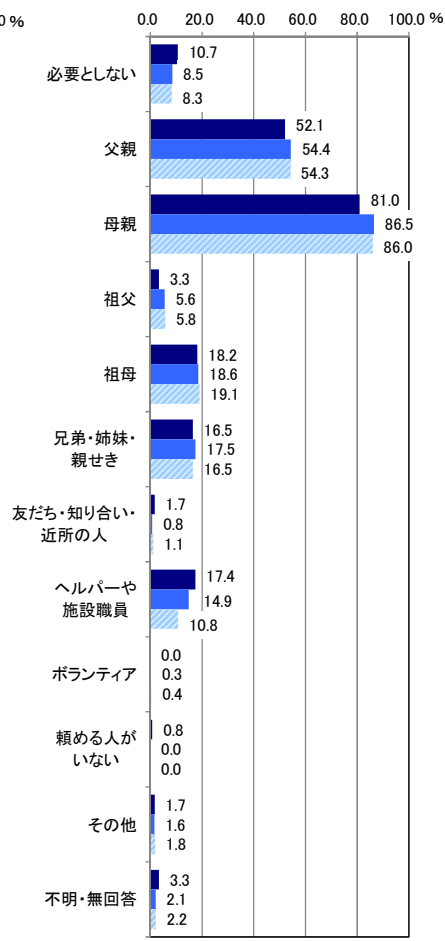
主な介助者は、18 歳以上の身体障害、難病、高次脳機能障害では「配偶者」が3割台前半～3割台後半、18 歳以上の知的障害、精神障害、発達障害、18 歳未満では「母親」がそれぞれ約6割、2割台後半、5割台後半、8割台と最も多くなっています。また、18 歳以上では、「ヘルパーや施設職員」も約2割～3割台後半となっています。

また、前回調査と比べると、18 歳以上の精神障害では「ヘルパーや施設職員」が約1割増加しています。

【18歳以上】



【18歳未満】

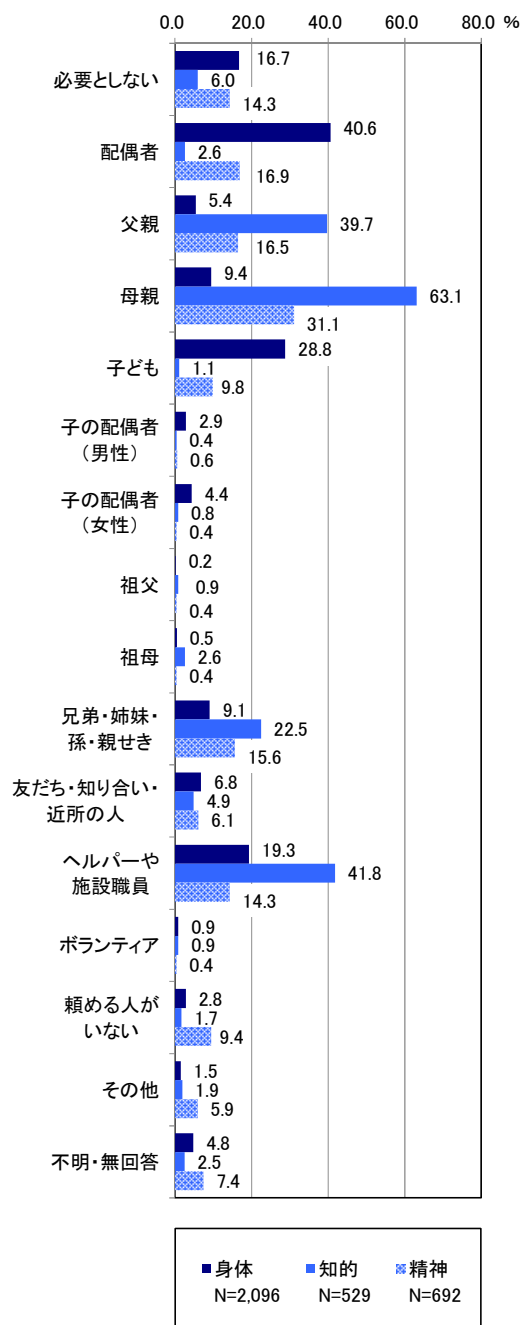


■身体 N=1,705 ■知的 N=686 ■精神 N=860 ■難病 N=361 ■発達障害 N=315 ■高次脳機能障害 N=144

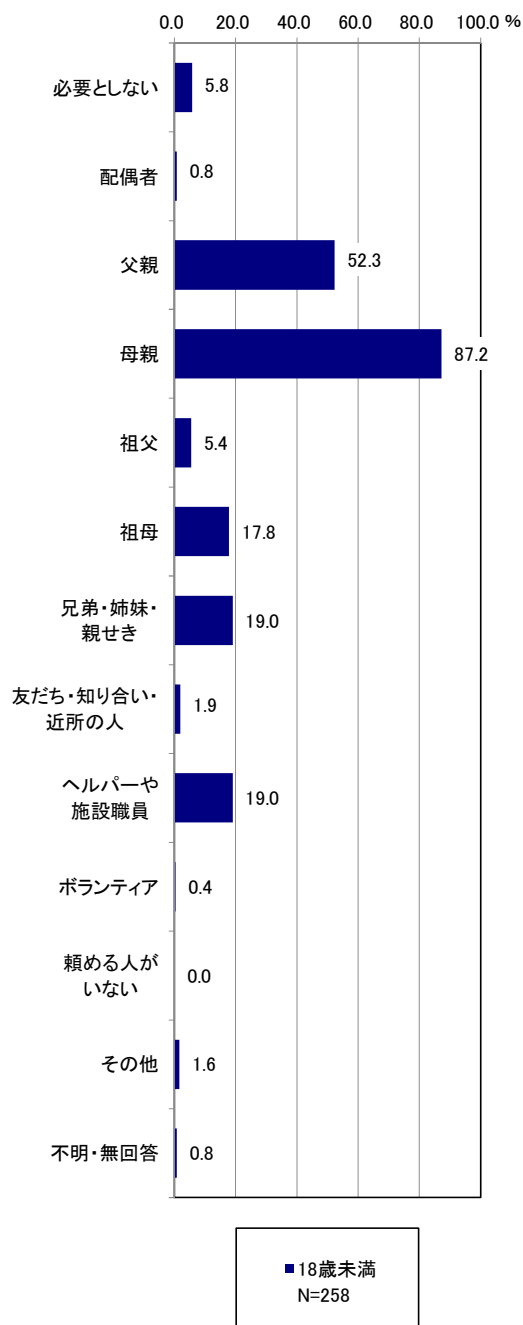
■身体 N=121 ■知的 N=377 ■発達障害 N=278

◇平成 20 年調査結果

【18 歳以上】



【18 歳未満】



介助者については、主に家族等が担っており、次いでヘルパーや施設職員となっています。前回調査においても、18 歳以上の精神障害を除いて、ほぼ同じ傾向と割合がみられることから、大きな変化がないことが伺えます。

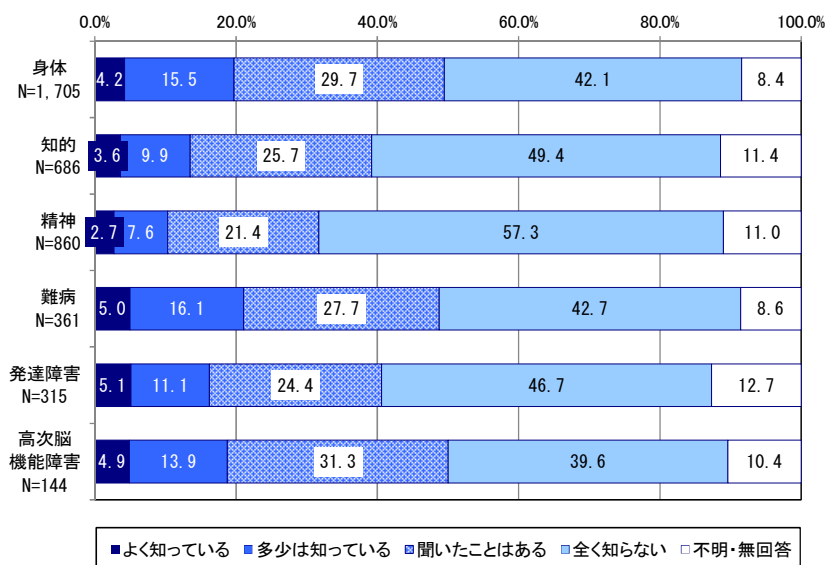
理解・権利について

障害者虐待防止法

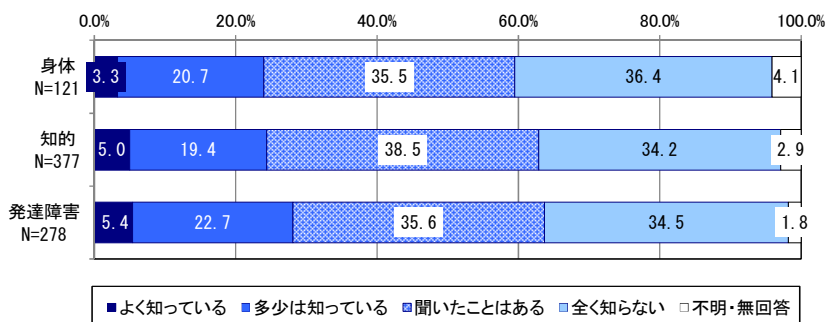
- 「あなた」は障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）についてご存知ですか。

障害者虐待防止法については、「全く知らない」が3割台～5割台後半となっています。また、全体的にみると、18歳未満の介助者（家族等）の関心がやや高いことが伺えるものの、「よく知っている」は1割未満と少なくなっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



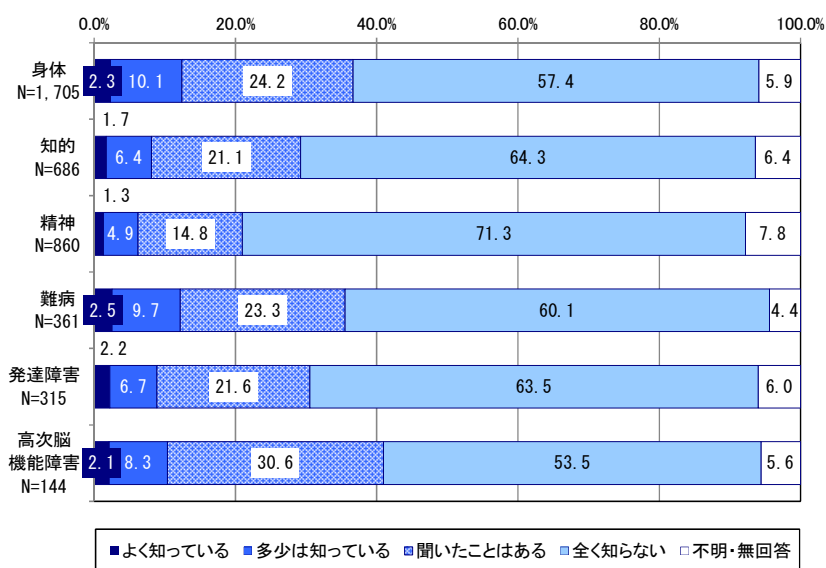
※18歳未満については、介助者（家族等）を対象に質問しています。

障害者差別解消法

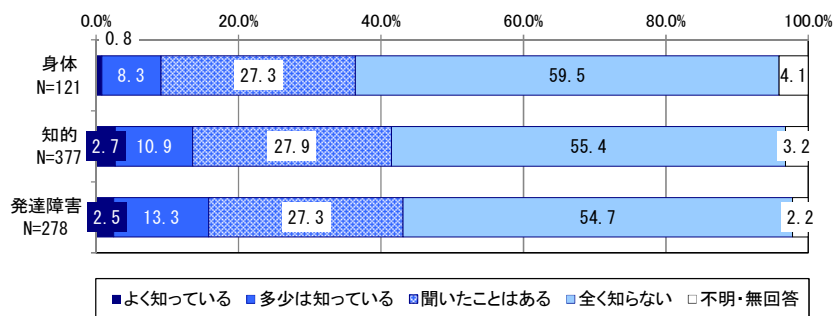
- 「あなた」は障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）についてご存知ですか。

障害者差別解消法については、「全く知らない」が18歳以上で5割台前半～7割台前半、18歳未満の介助者（家族等）では5割台となっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



※18歳未満については、介助者（家族等）を対象に質問しています。

障害者虐待防止法や障害者差別解消法は、新たな制度で認知度も低いことから、その制度内容等を分かりやすい形で示していくとともに、さらなる周知を図ることが必要です。

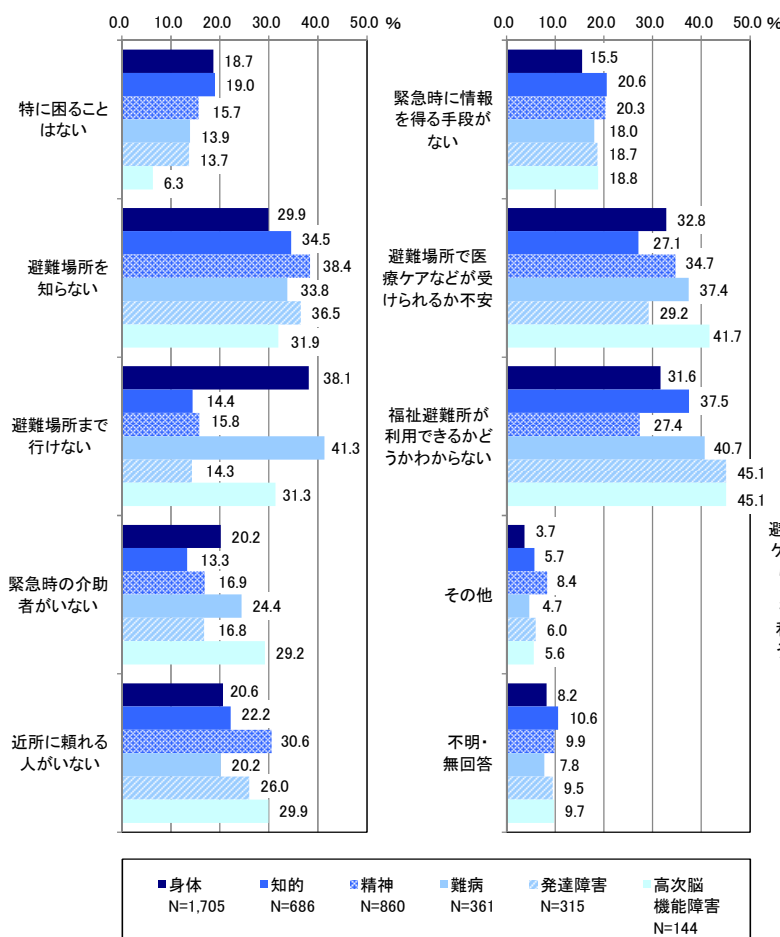
安全・安心について

地震・災害時の問題点

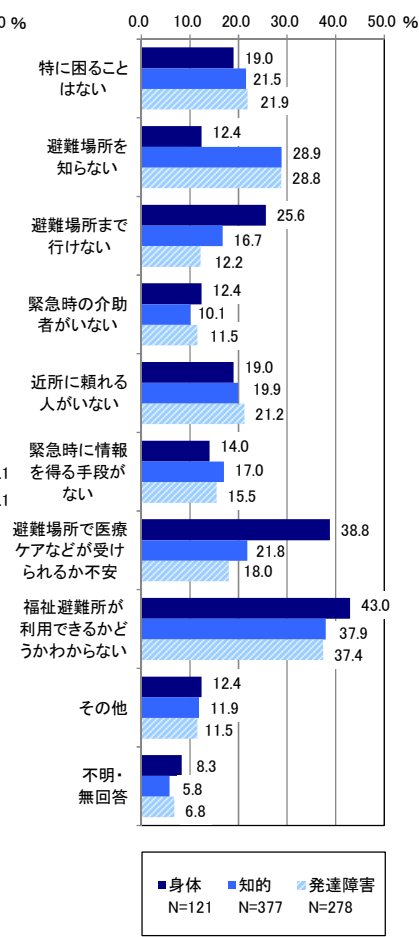
●「あなた」が地震など災害のときに困ることは何ですか。

地震など災害の際に困ることは、18歳以上の身体障害、難病では「避難場所まで行けない」が4割前後、知的障害、発達障害、高次脳機能障害では「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」が3割台後半～4割台半ば、精神障害では「避難場所を知らない」が3割台後半と最も多くなっています。また、18歳未満のいずれの障害においても「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」が最も多く、3割台後半～4割台半ばとなっており、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」も1割台後半～4割台前半となっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



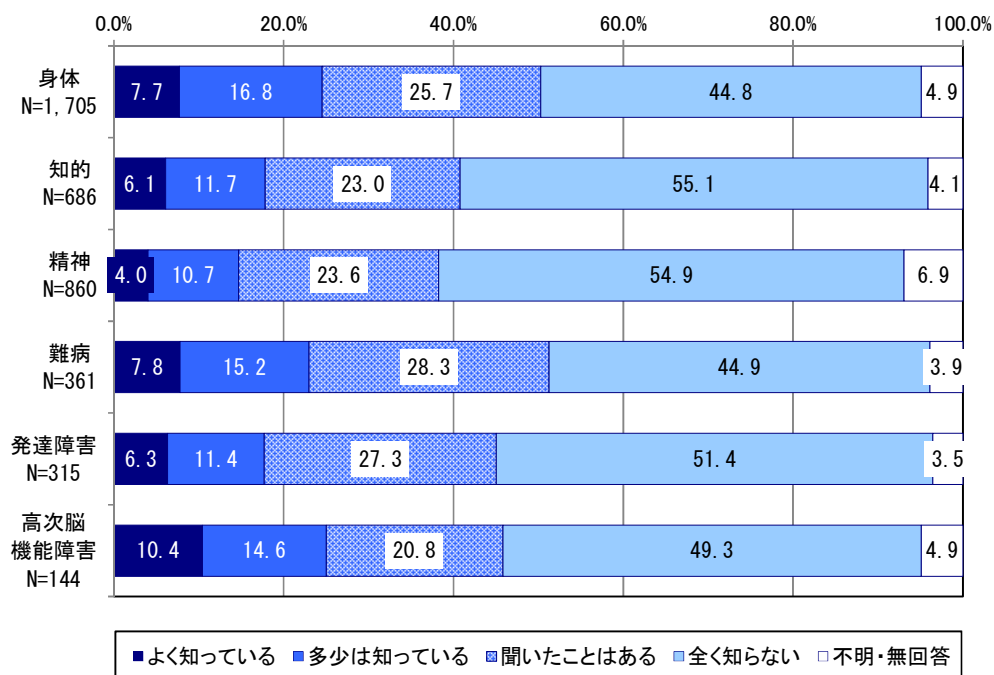
避難場所に関する不安の声が多く、また、災害時に単独避難できない人や、ご近所に救助者がいない人の割合が多くなっています。災害時に障害のある人が円滑に避難できるよう、平時から、最寄りの避難所やその避難経路等について周知を図るとともに、地域における見守り体制の構築等を進めていくことも必要です。

成年後見制度

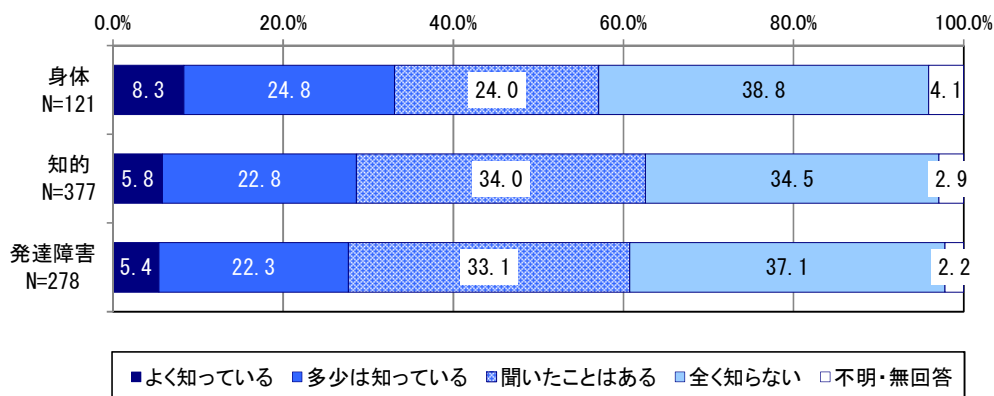
●「あなた」は成年後見制度についてご存知ですか。（単数回答）

成年後見制度については、18 歳以上、18 歳未満ともに「全く知らない」が3割前半～5割台半ばとなっています。

【18 歳以上】



【18 歳未満】



※18 歳未満については、介助者（家族等）を対象に質問しています。

障害のある人の権利利益が守られ、安心した社会生活を営んでいくためにも、成年後見制度は重要な役割を果たすものですが、依然として認知度は低くなっています。障害のある人と家族等の高齢化に伴って、制度の対象となる人も増えていくことが予想されるため、さらなる周知を図るとともに、制度につなげるための取組も必要です。

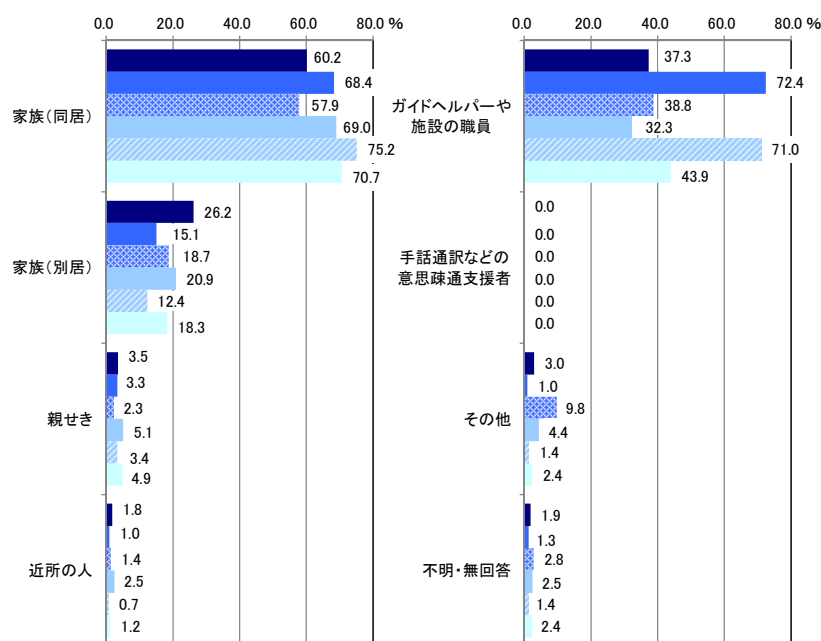
外出について

外出時の同伴者・支援者

●「あなた」が外出する際の主な同伴者や必要な支援者は誰ですか。

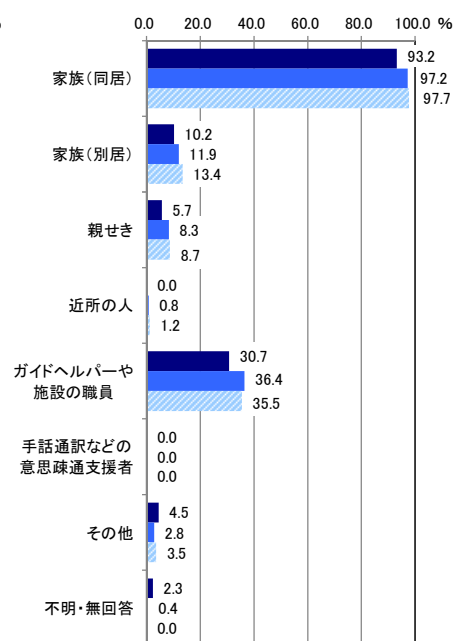
外出時の同伴者や支援者は、「家族（同居）」が５割台後半～７割台半ば、１８歳未満では９割を超えています。知的障害、発達障害では「ガイドヘルパーや施設の職員」が７割台前半となっています。

【１８歳以上】



■身体 N=565 ■知的 N=304 ■精神 N=214 ■難病 N=158 ■発達障害 N=145 ■高次脳機能障害 N=82

【１８歳未満】



■身体 N=88 ■知的 N=253 ■発達障害 N=172

外出時の同伴者や支援者については、「家族（同居）」の他に、「ガイドヘルパーや施設の職員」の割合も多くなっており、本市が実施している移動支援等のサービスが外出や社会参加に大きく貢献している様子が伺えます。今後も安定的かつ継続的なサービスの提供に努める必要があります。

仕事について

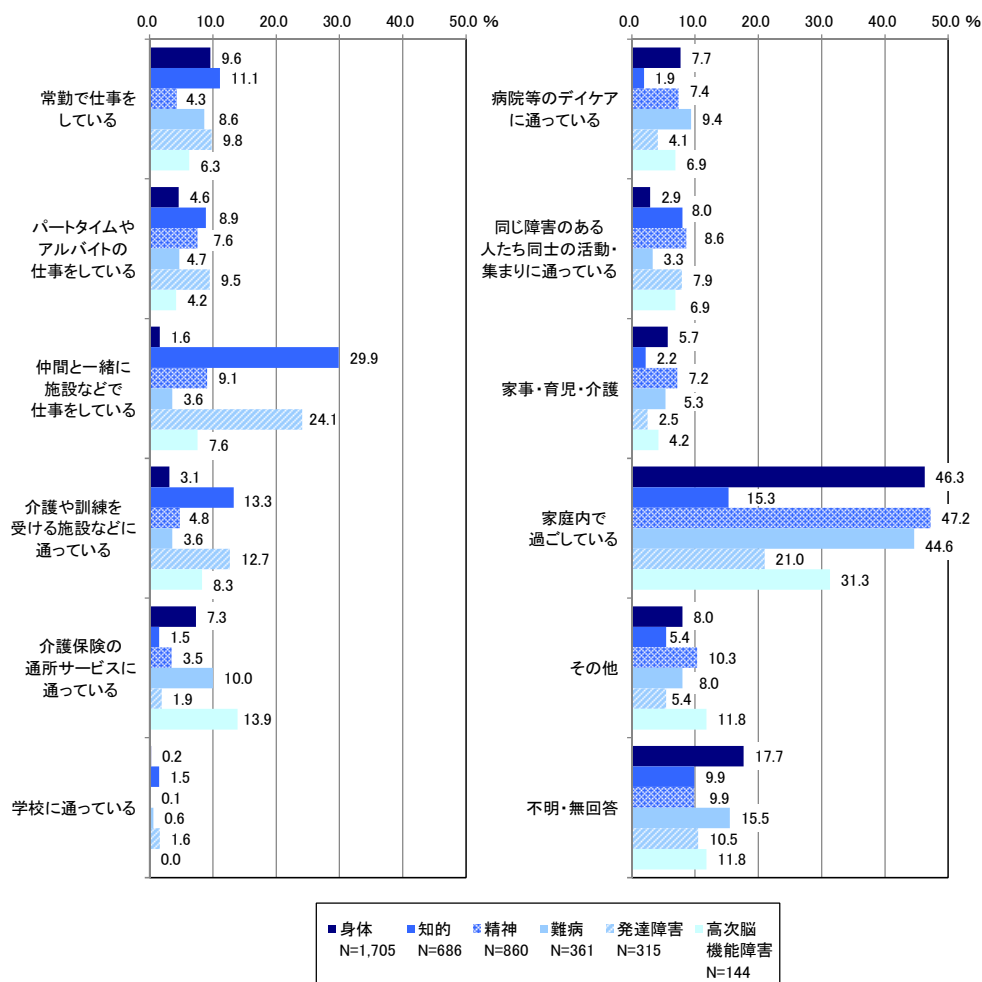
就労状況

●「あなた」は日中の生活をどのように過ごされていますか。

18 歳以上において、常勤雇用による就労実績は少なく、就労者は常勤、パート、アルバイトをあわせても2割以下となります。

また、日中の生活状況は、身体障害、精神障害、難病、高次脳機能障害では「家庭内で過ごしている」が約3割～4割台、知的障害、発達障害では「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」が2割台となっています。

【18 歳以上】



18 歳以上の身体障害、精神障害、難病では、日中を家庭内で過ごす人が多く、知的障害、発達障害では、福祉的就労が多くなっています。多様な就労の場の確保や活動の機会を提供するための支援が必要です。

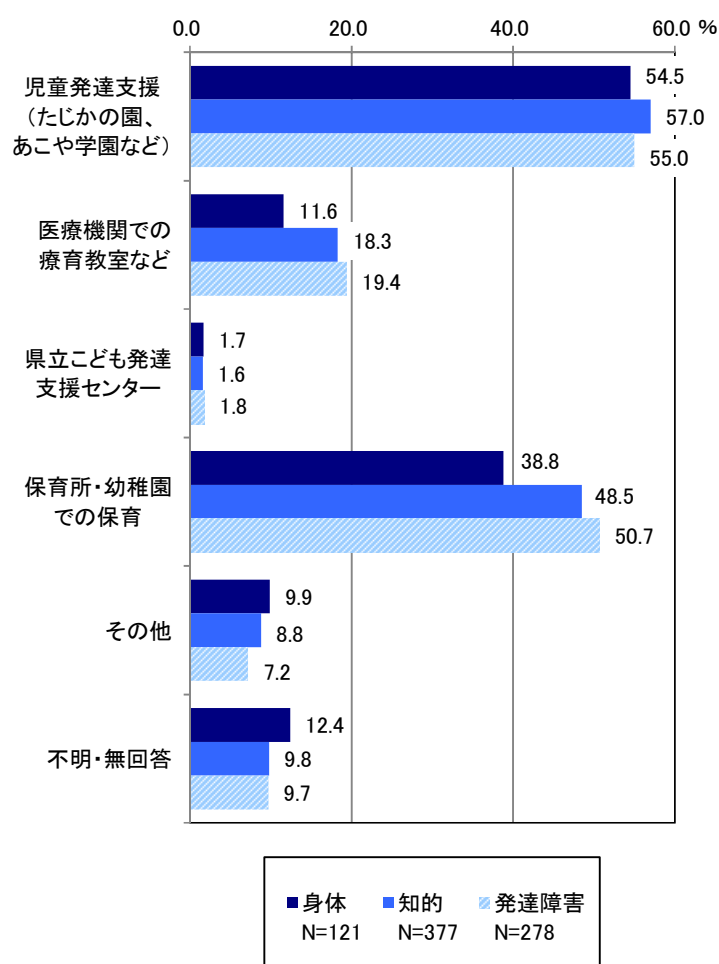
療育・保育について

療育・保育の経験の有無

●現在、どのような療育・保育を受けていますか、または過去に受けたことがありますか。

18歳未満において、現在や過去に受けたことがある療育・保育は、「児童発達支援（たじかの園、あこや学園など）」が5割台と最も多く、次いで、「保育所・幼稚園での保育」も3割台後半～約5割となっています。

【18歳未満】

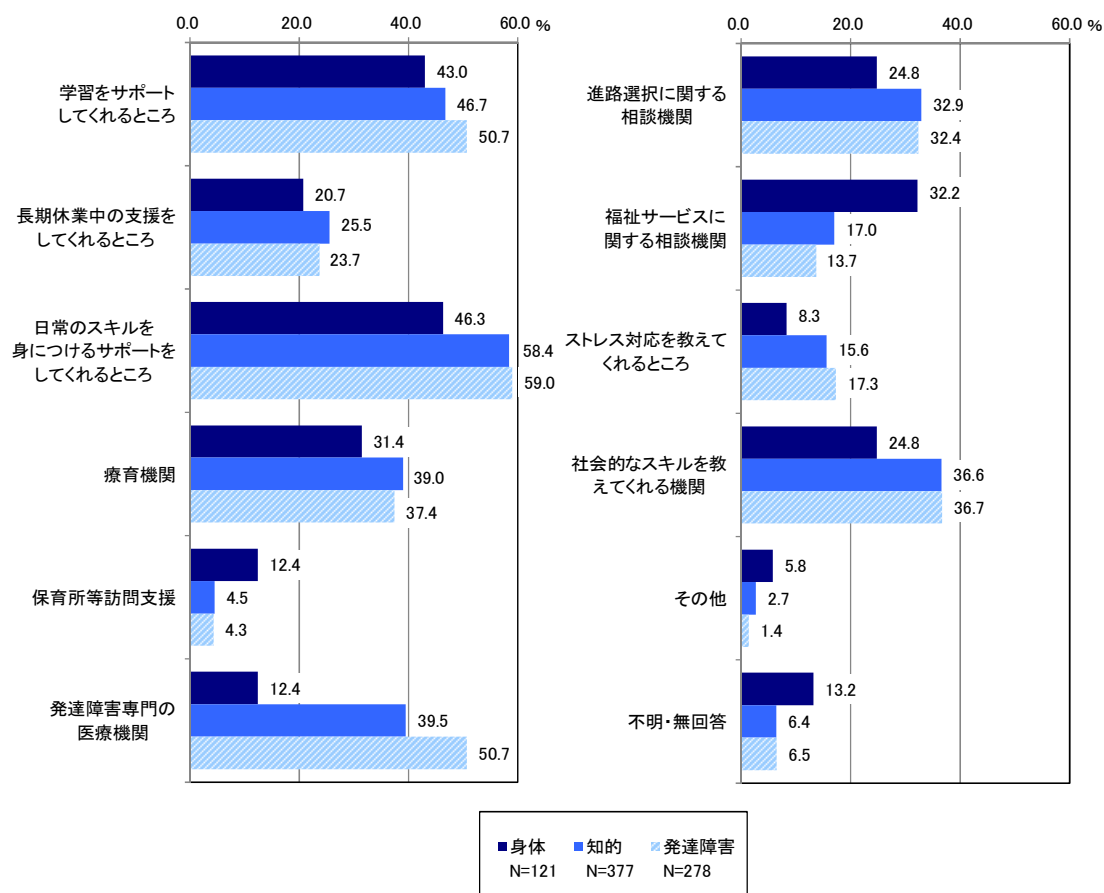


療育や保育で今後必要なこと

●「あなた」や、家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか。

療育・保育に求める支援は、「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」「学習をサポートしてくれるところ」が4割台後半～約6割と多くなっています。

【18歳未満】



療育等の支援ニーズについては福祉や教育、医療など多岐に渡るため、引き続き、各関係機関における対応等が必要です。

また、児童発達支援センター（たじかの園、あこや学園など）が地域の中核的な療育支援施設として、福祉・教育・医療・保健等の関係機関と連携を図り、障害特性に応じた一貫した支援等に取り組むことが必要です。

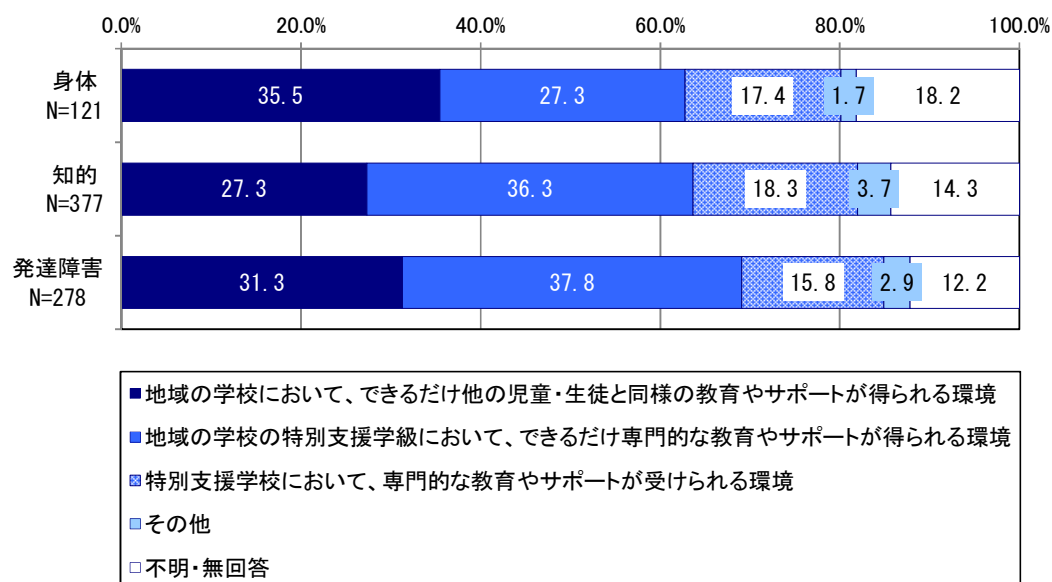
通学について

望ましい就学環境

●「あなた」にとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思いますか。

望ましい就学環境は、身体障害では「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が3割台半ば、知的障害、発達障害では「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が、それぞれ3割台後半と、最も多くなっています。

【18歳未満】



他の生徒と同じ教育が得られる環境、専門的な教育が得られる環境を必要としつつも、いずれの障害においても6割以上が地域の学校で教育を受けることを希望されています。一人ひとりのニーズに応じた教育の推進に努める必要があります。

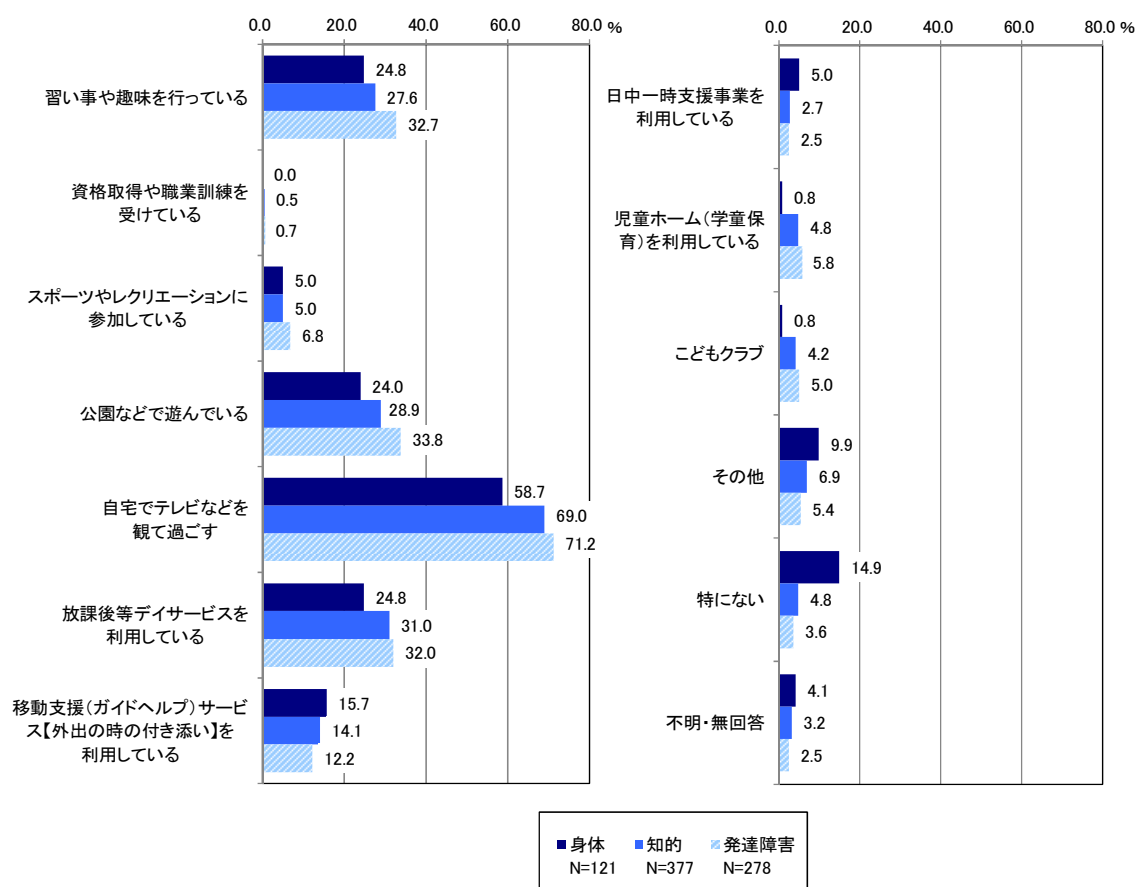
休暇、放課後等の過ごし方について

休暇、放課後等の過ごし方

●「あなた」の休暇、放課後等の主な過ごし方は次のうちのどれですか。

18歳未満において、休暇や放課後の過ごし方は、「自宅でテレビなどを観て過ごす」が5割台後半～約7割となっています。また、「習い事や趣味を行っている」「公園などで遊んでいる」「放課後等デイサービスを利用している」では2割台～3割台、「移動支援（ガイドヘルプ）サービスを利用している」では1割台前半～半ばとなっています。

【18歳未満】



◇クロス集計：年齢別×休暇、放課後等の過ごし方

年齢別に休暇、放課後等の過ごし方をみると、「放課後等デイサービスを利用している」については、『7～9歳』『10～12歳』『13～15歳』『16～18歳』で2割台半ば～5割台前半の人が利用しています。「移動支援（ガイドヘルプ）サービスを利用している」は10歳以上で割合が多くなっています。福祉サービス以外では、「公園などで遊んでいる」が6歳以下、「習い事や趣味を行っている」が10歳以上で割合が多くなっています。

【18歳未満】

単位：％

身体障害	N数	習い事や趣味を行っている	資格取得や職業訓練を受けている	スポーツやレクリエーションに参加している	公園などで遊んでいる	自宅でテレビなどを観て過ごす	放課後等デイサービスを利用している	移動支援（ガイドヘルプ）サービス【外出の時の付き添い】を利用している	日中一時支援事業を利用している	児童ホーム（学童保育）を利用している	こどもクラブ	その他	特になし	不明・無回答
0～3歳	22	13.6	-	-	27.3	50.0	-	-	-	-	-	13.6	31.8	18.2
4～6歳	20	20.0	-	-	55.0	70.0	10.0	5.0	10.0	-	-	5.0	10.0	5.0
7～9歳	24	20.8	-	-	16.7	58.3	37.5	4.2	4.2	4.2	-	16.7	16.7	-
10～12歳	20	50.0	-	5.0	30.0	45.0	35.0	15.0	10.0	-	5.0	15.0	10.0	-
13～15歳	24	25.0	-	16.7	4.2	75.0	41.7	41.7	4.2	-	-	-	4.2	-
16～18歳	8	25.0	-	12.5	-	62.5	25.0	37.5	-	-	-	12.5	12.5	-

単位：％

知的障害	N数	習い事や趣味を行っている	資格取得や職業訓練を受けている	スポーツやレクリエーションに参加している	公園などで遊んでいる	自宅でテレビなどを観て過ごす	放課後等デイサービスを利用している	移動支援（ガイドヘルプ）サービス【外出の時の付き添い】を利用している	日中一時支援事業を利用している	児童ホーム（学童保育）を利用している	こどもクラブ	その他	特になし	不明・無回答
0～3歳	29	10.3	-	3.4	51.7	62.1	3.4	-	-	-	-	13.8	13.8	17.2
4～6歳	78	17.9	-	5.1	50.0	80.8	16.7	1.3	2.6	-	-	9.0	3.8	5.1
7～9歳	78	28.2	-	2.6	26.9	60.3	51.3	3.8	2.6	19.2	12.8	7.7	6.4	1.3
10～12歳	61	37.7	-	1.6	34.4	70.5	39.3	21.3	4.9	3.3	8.2	-	4.9	-
13～15歳	78	30.8	-	6.4	9.0	65.4	32.1	29.5	2.6	-	-	9.0	2.6	2.6
16～18歳	51	35.3	3.9	11.8	11.8	72.5	25.5	23.5	2.0	2.0	2.0	3.9	2.0	-

単位：％

発達障害	N数	習い事や趣味を行っている	資格取得や職業訓練を受けている	スポーツやレクリエーションに参加している	公園などで遊んでいる	自宅でテレビなどを観て過ごす	放課後等デイサービスを利用している	移動支援（ガイドヘルプ）サービス【外出の時の付き添い】を利用している	日中一時支援事業を利用している	児童ホーム（学童保育）を利用している	こどもクラブ	その他	特になし	不明・無回答
0～3歳	19	15.8	-	5.3	68.4	73.7	5.3	-	-	-	-	15.8	5.3	10.5
4～6歳	57	17.5	-	7.0	50.9	78.9	21.1	1.8	1.8	-	-	7.0	7.0	5.3
7～9歳	68	32.4	-	2.9	32.4	63.2	50.0	2.9	1.5	19.1	16.2	4.4	2.9	1.5
10～12歳	47	38.3	-	2.1	40.4	76.6	38.3	19.1	6.4	4.3	4.3	-	-	-
13～15歳	57	43.9	-	12.3	10.5	70.2	26.3	26.3	3.5	-	-	8.8	1.8	1.8
16～18歳	29	44.8	6.9	13.8	17.2	65.5	27.6	24.1	-	3.4	3.4	-	6.9	-

休暇・放課後等については、家庭内で過ごす割合が最も多くなっていますが、それ以外でみると、就学前では「公園などで遊んでいる」、就学後では、習い事や趣味、放課後デイサービスの利用が多くなっています。また、13歳以上では、スポーツやレクリエーション、移動支援の利用も増えており、過ごし方も様々となっています。引き続き、障害のある児童の交流や活動の場として、どのような資源等があるのかを周知していく必要があります。

障害福祉サービスについて

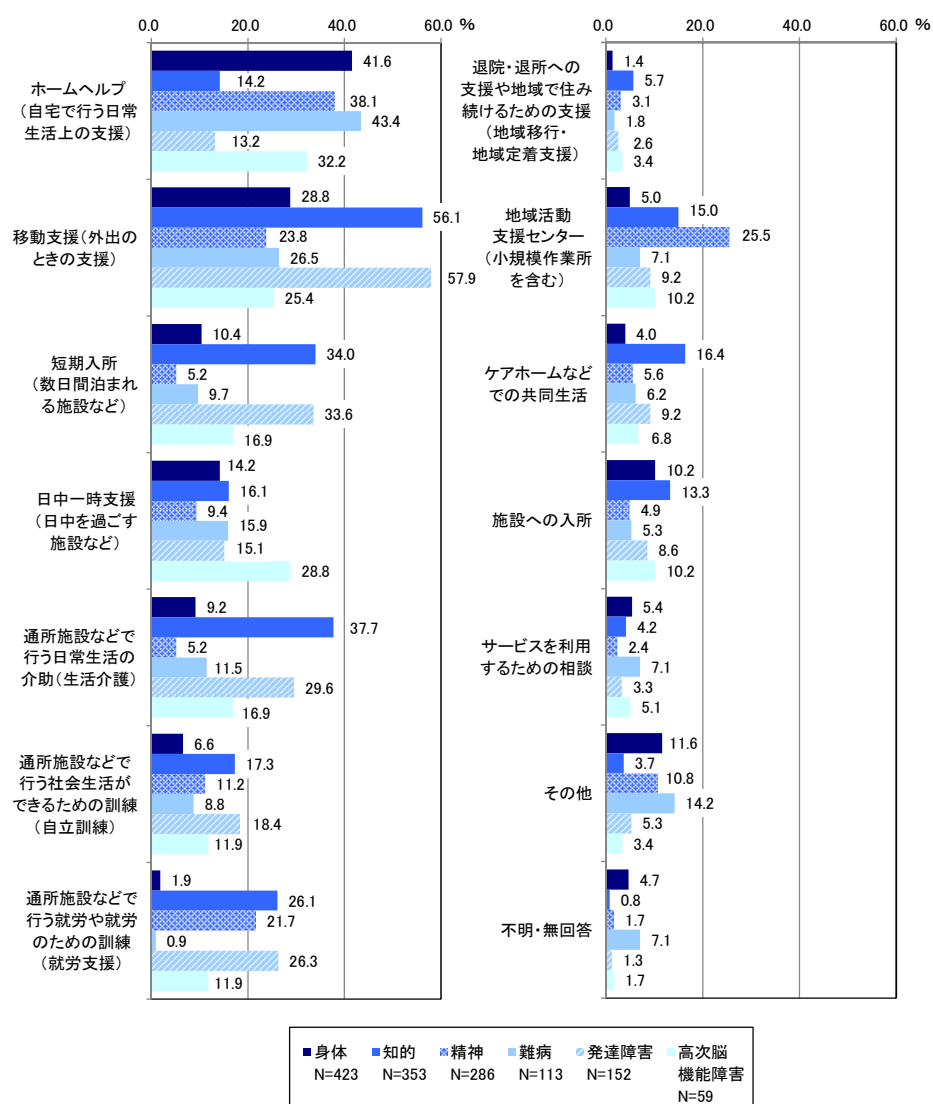
現在利用しているサービス

●「あなた」が現在利用しているサービスは、次のどれですか。

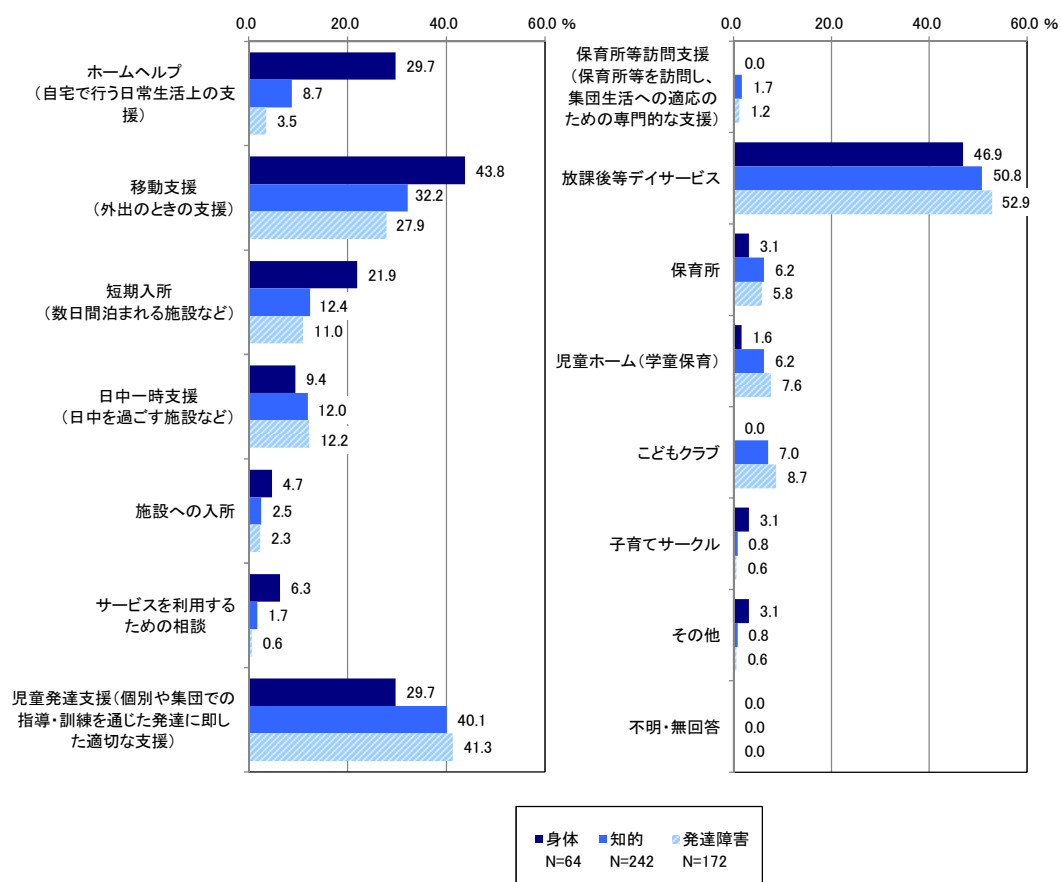
現在利用しているサービスで多いものとしては、18 歳以上の身体障害、精神障害、難病、高次脳機能障害では「ホームヘルプ」が3割台前半～4割台前半、知的障害、発達障害では「移動支援」が5割台後半となっています。18 歳未満の身体障害では「移動支援」、「放課後等デイサービス」が4割台半ば、知的障害、発達障害では「放課後等デイサービス」が約5割となっています。

また、前回調査と比べると、18 歳以上の知的障害では「短期入所」「就労支援」が1 割以上増加しています。また、精神障害では「移動支援」が2割以上、「ホームヘルプ」「就労支援」が1 割以上増加しています。

【18 歳以上】

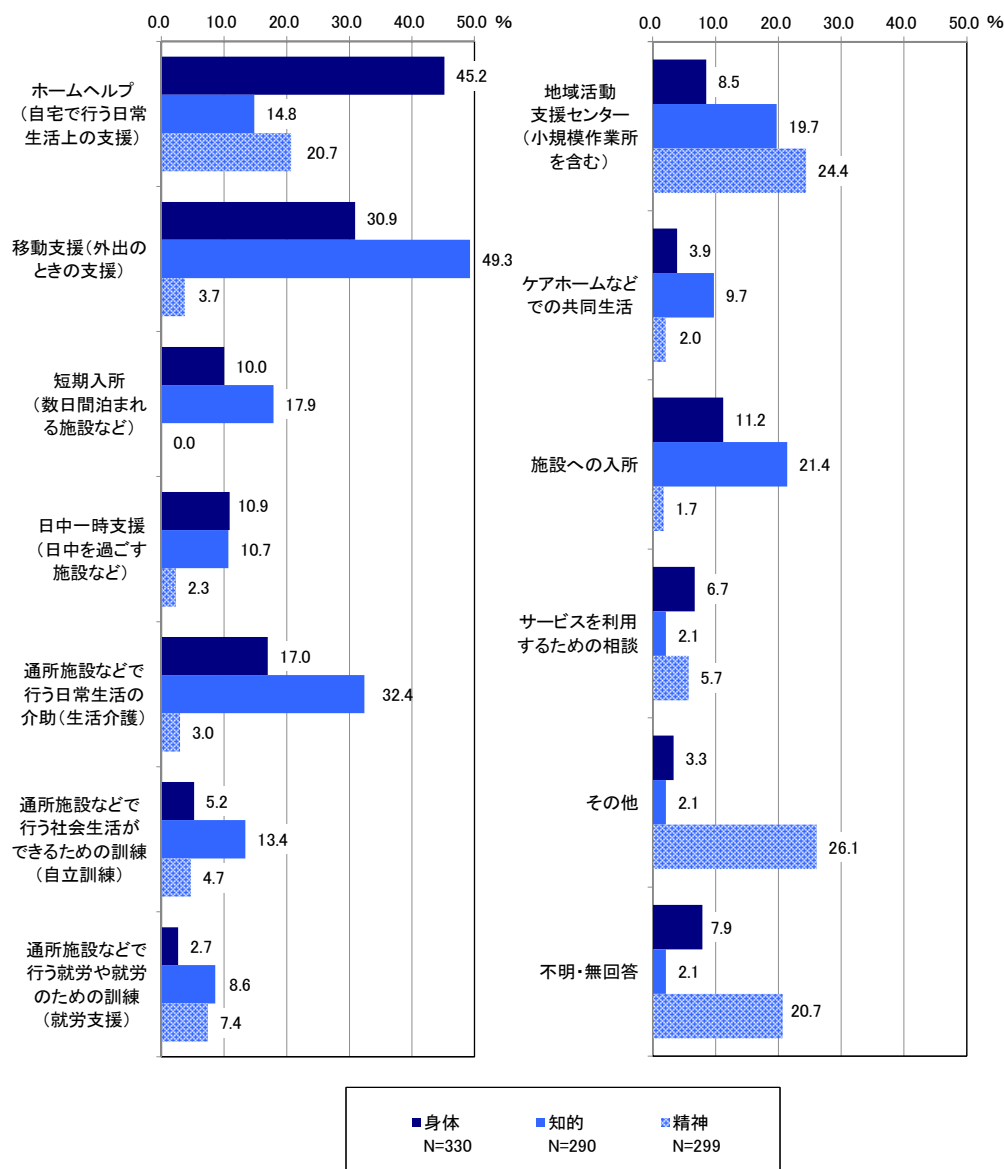


【18 歳未満】



◇平成 20 年調査結果

【18 歳以上】



現在利用しているサービスでは、18 歳以上のいずれの障害においても、居宅におけるサービスである「ホームヘルプ」や「移動支援」が最も多くなっており、それ以外の施設等におけるサービスでは、知的障害、発達障害の利用が多い傾向がみられます。また、前回調査と比べてみると、知的障害、精神障害で大きな動きがみられます。引き続き、サービスの利用状況や利用ニーズ等を把握していくことが必要です。

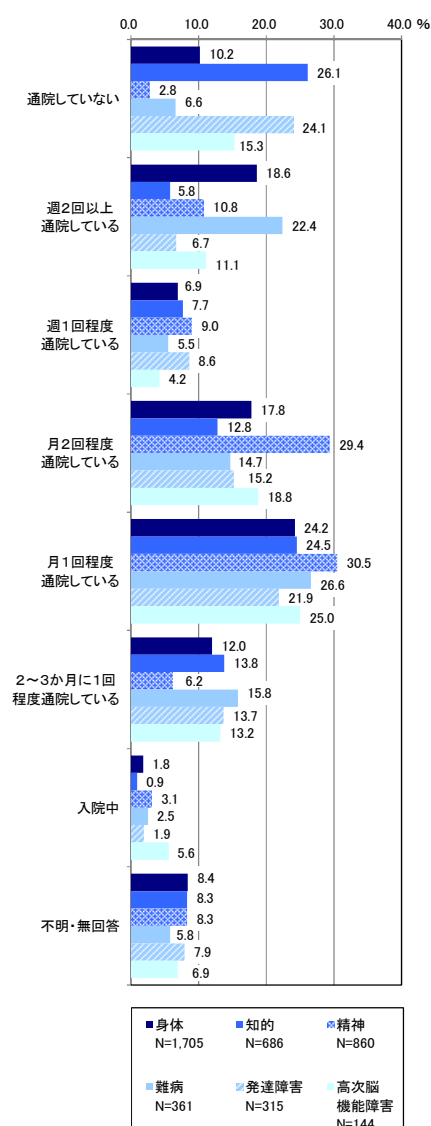
通院医療について

通院の回数

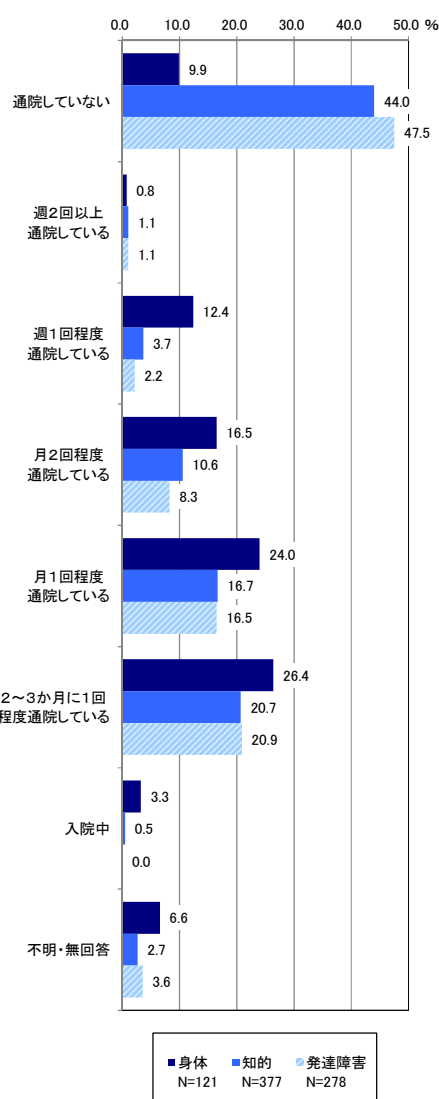
●「あなた」は現在、通院していますか。それはどれくらいの回数ですか。

通院について、医療機関に月1回以上通院している人は、18歳以上の身体障害、難病では約7割、知的障害、発達障害では約5割、精神障害では約8割、高次脳機能障害では約6割となっています。また、18歳未満の身体障害では約5割、知的障害、発達障害では約3割となっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



身体障害や精神障害、難病の通院の頻度が多く、医療と密接であることが伺えます。

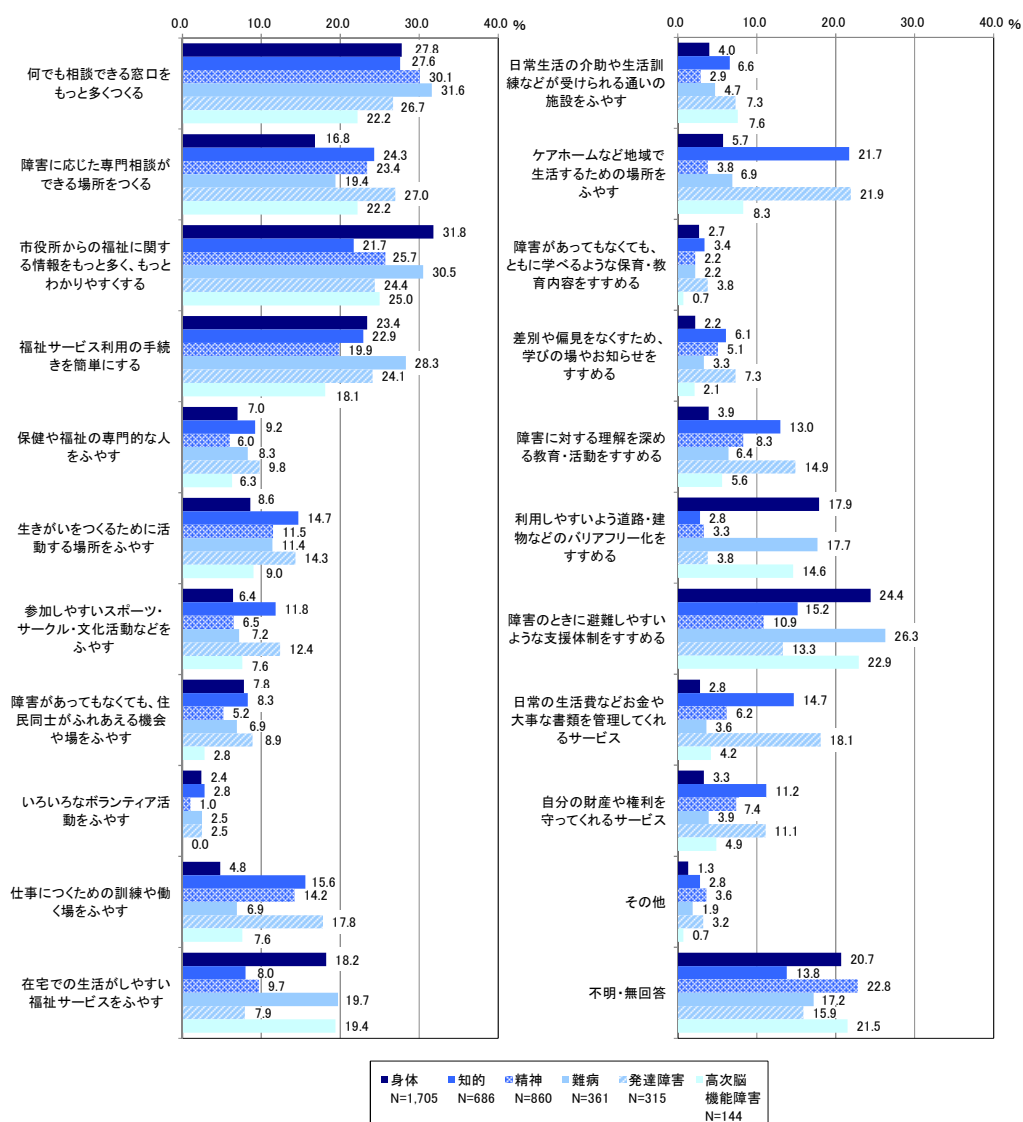
今後、将来の生活について

今後の生活での必要な支援

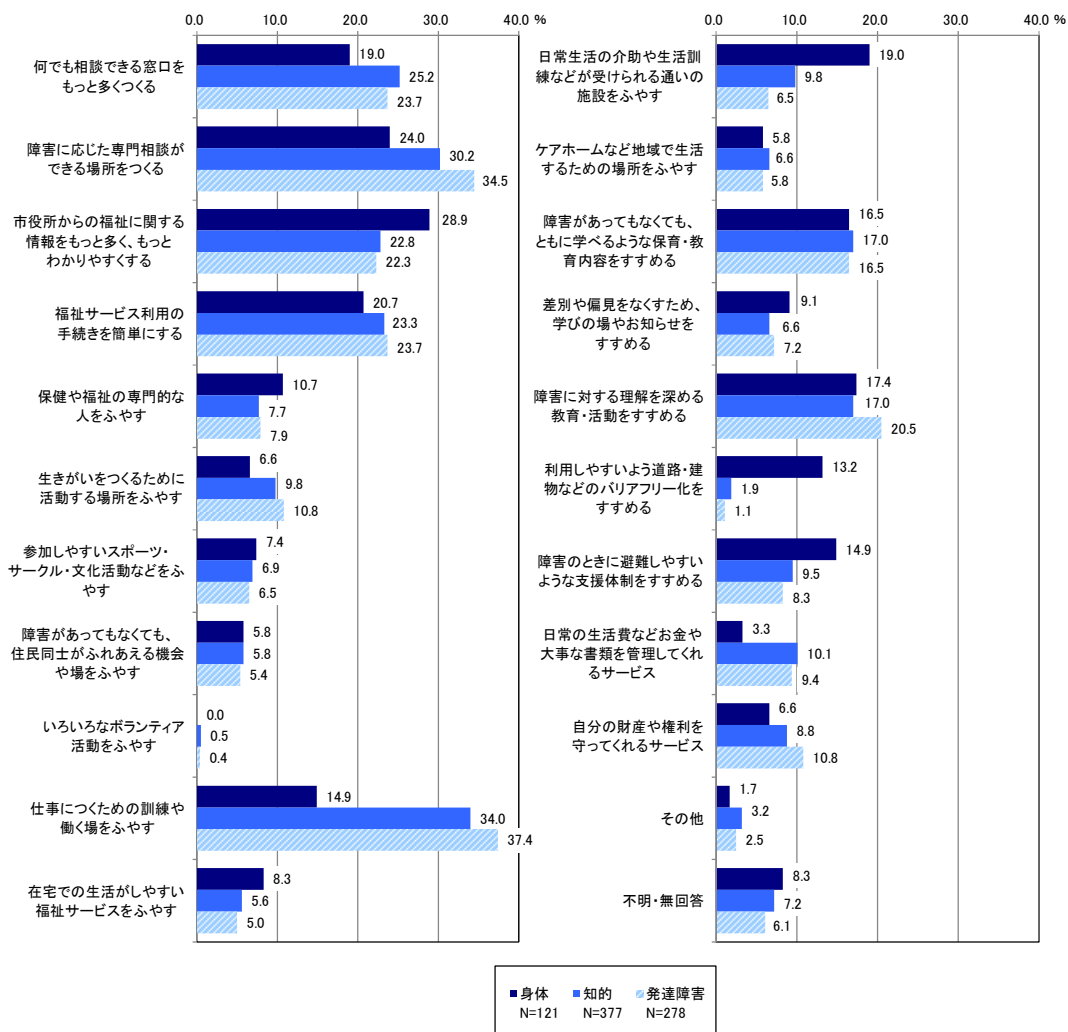
●「あなた」がよりよく暮らしていくためには、どのようなことが必要だと考えますか。

今後よりよく暮らしていくためには、「何でも相談できる窓口をもっと多くつくる」「障害に応じた専門相談ができる場所をつくる」「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」が1割台後半～3割台前半となっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



地域で生活を送るには、特に、福祉サービスの利用に関する相談をはじめ、様々な相談等が必要であることから、体制の整備（身近な地域での相談、障害特性に応じた専門相談の提供等）に取り組む必要があります。

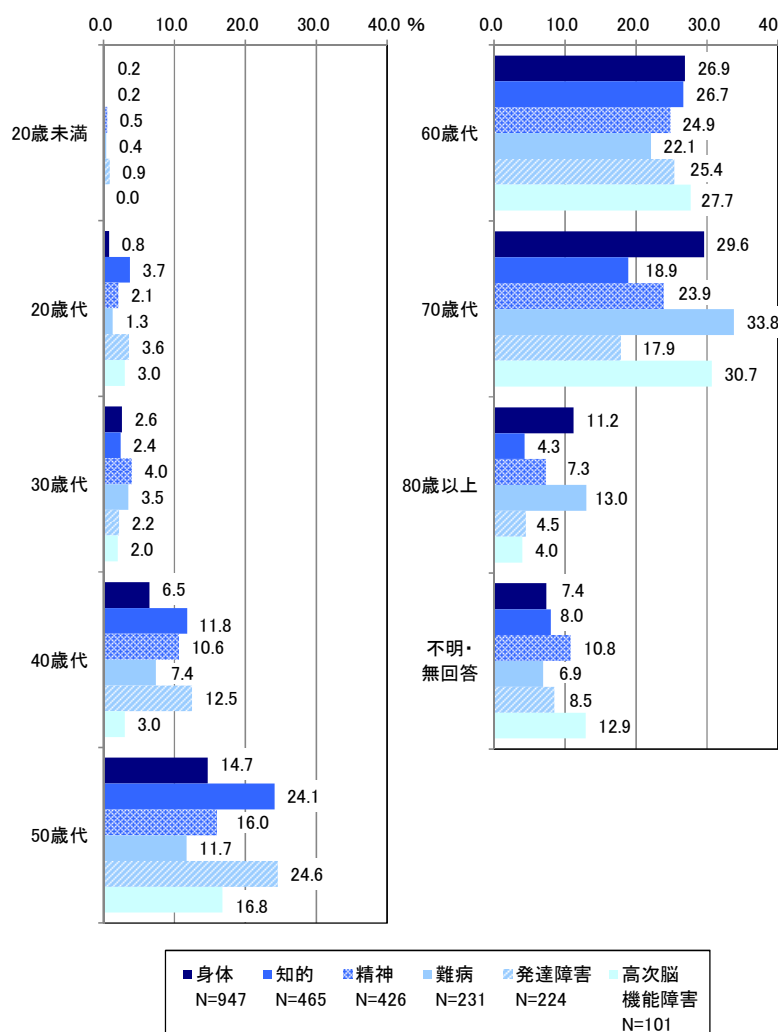
介助者について

介助者の年齢

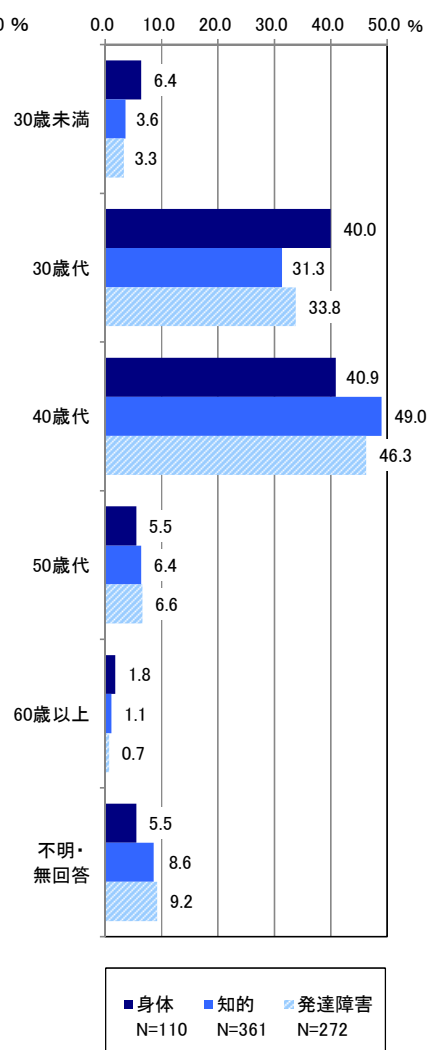
●介助者の方の年齢はおいくつですか。（平成 26 年 2 月 1 日現在）

全体的に介助者の高齢化が高まっており、18 歳以上では 50 歳代～80 歳以上が 7 割前半～8 割前半となっています。

【18 歳以上】



【18 歳未満】



介助者の高齢化が顕著になっています。60 歳以上の介助者が多いため、将来に対して不安を抱えている人も多く、また、障害のある人と家族等の高齢化に伴って、同居生活を続けることが難しくなっていくことも予想されます。

自由回答(抜粋)

分野	意見（抜粋）
1. 保健・医療	・医療費の負担が重く、補助はとても大切だと思う。
2. 福祉サービス	・将来一人でも生活できるよう、グループホーム等地域で生活できる場所を増やしてほしい。 ・ヘルパーについては、必要なときに人員不足等を理由に利用できないことが多い。 ・就労支援系の事業所などの工賃をあげてほしい。 ・重症心身障害の人や医療的ケアを必要とする人はサービスを受けられる事業所が少なく介護者の負担が大きい。 ・軽度障害のある人や目に見えにくい障害のある人の場合、相談しても理解が得られにくい。
3. 教育・療育	・学校の友人、先生に恵まれ、充実した生活を送っている。先生と十分な信頼関係が結ばれ、同世代の仲間と楽しく学校生活が送れるよう、今後お願いしたい。 ・保育所、学校等の先生の中で発達障害や学習障害等の理解が不足している人が多い。 ・放課後等デイサービスを利用できるようになり精神的にも肉体的にもとても助かっている。 ・児童発達支援で OT、ST を受けるのも順番待ちがあったり、回数も月に1、2回と制限されており、十分でない。 ・インクルーシブ教育等、新しい教育方法も検討していただきたい。
4. 雇用・就労	・精神障害等では、少ない時間、日数で働ける仕事があると助かる。 ・作業能力があっても、コミュニケーションがしづらく、一般就労がしにくい人もあり、活躍できる場が市内に広がればよい。 ・障害について理解を得ながら、安心して働ける場が増えるとよい。
5. 生活環境・移動・交通	・駅の周辺には放置自転車が多すぎて車いすが通れない。 ・歩行者用の道路で、車いすを利用する場合、段差が気になる。少しずつ改善してもらいたい。
6. 社会参加活動	・外出の機会が増えるような催しや集まりがあれば良いと思う。 ・スポーツ等、本人が喜ぶ機会をもっと与えられる場面が必要だと感じる。
7. 安全・安心	・人工呼吸器、在宅酸素が不可欠な生活なので、安全な避難場所を把握する必要がある。 ・福祉避難所の周知や拡大を図ってほしい。
8. 情報・啓発、差別の解消	・障害福祉サービス等を知らないが、必要と思われる人には、お知らせを配布するなどの活動をしてほしい。

尼崎市障害者計画改訂に係るアンケート調査結果報告書 (概要版)

【発行】：尼崎市役所 障害福祉課

TEL：06-6489-6352 FAX：06-6489-6351

【調査協力】：ジャパンインターナショナル総合研究所